

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和元年6月7日（第2日目）

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから、令和元年平泉町議会定例会6月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会6月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、議案第35号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、議案第35号、財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由をご説明をさせていただきます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する目的、マイクロソフトによるWindows7の延長サポート期間の終了に伴い、現在使用している平泉町立小中学校教職員用校務パソコンシステムを更新し、情報セキュリティの

確保を図ることを目的とする。

取得する財産、教職員用校務パソコンシステム一式。

契約金額、2,700万円。

契約の相手方、住所、岩手県盛岡市本宮3丁目36番地45号、氏名、リコージャパン株式会社販売事業本部岩手支社岩手営業部、部長、遠藤徹。

納入期限、令和元年9月30日。

納入場所、平泉小学校、長島小学校、平泉中学校であります。

以上であります。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第2、一般質問を行います。

昨日の一般質問に引き続き、通告順に発言を許します。

通告5番、佐々木雄一議員、登壇質問願います。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

通告5番、佐々木雄一です。さきに通告いたしておりました2点についてご質問いたします。

令和3年3月開通を目指して工事が進んでおりますスマートインターチェンジ、今、土砂がうずたかく積み上げられておるところでございます。

さて、このスマートインターチェンジ周辺の乱開発をされないようにするために、区画整理事業で地権者と話し合いをしました。その後、県の指導やいろいろなリスクを考え、開発許可による事業に変更されたところがございます。その間、地権者には2回の説明会があったそうですが、その後どうなっているのかというのが私のところに聞こえてきた話であります。これらの進捗状況をどうなっているのか、詳しくご説明願います。また、地権者だけではなく、町民も注視している事業でありますから、これらの開発についての開発許可による事業という部分を詳しくご説明願えればと思います。

スマートインターチェンジには1,100台の駐車場がつくられます。しかし、附随すると思われるトイレ等については、周辺開発の計画と整合をとりながら必要とあれば整備するという回

答がございました。

さて、その周辺事業について、多少遅れ気味であるというふうに捉えておりますが、スマートインターチェンジ開通と時間差が出るのではないのでしょうか。周辺住民からも駐車場による環境悪化を指摘されておるところでありまして、トイレ等の整備は必要と思われませんが、再考の考えはないか伺いいたします。

さて、この駐車場、1,100台になるのですが、これは5月3日の藤原まつりの入込客数に対応するためつくられた経過があります。高速道路から車両を駐車場にとめ、パーク・アンド・ライドによって町内へ移動していただくという構想であります。当日の混雑状況からして、駐車場からスムーズに運行が可能であるかどうか、また、ことしの藤原まつりではどのようなるんバスの運行があったのか、つぶさに報告願えればと思っております。

次に、働き方改革を推進するための関係法令、略して働き方改革が、2019年4月1日より施行されました。内容は多岐にわたっております。正規雇用と非正規雇用の待遇差を解消する同一労働同一賃金の導入や、退勤から翌日に出勤するまでの休息時間を一定以上確保する勤務間インターバル制度の導入促進、また、残業時間は月45時間までといった時間外労働の上限規制、10日以上の有給休暇を付与する場合、最低5日は支給者が義務を負う、年次有給休暇の確実な取得などが内容であり、罰金や懲役などの罰則を科すことになっております。

この法律によって強制的に働き方が変わると言えますが、当町においてはどのような対応をするのか伺いいたします。

年次有給休暇の確実な取得についてお聞きしたいのでありますが、平泉町における年次有給休暇の取得率はどのようになっているのか、3年間の推移と働き方改革後の変化、行政サービスへの影響についてどのように予測されているのか伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

佐々木雄一議員からのご質問にお答えをいたします。

最初のスマートインターチェンジ周辺事業についてのご質問で、平泉スマートインターチェンジ周辺開発事業の進捗状況について伺うのご質問にお答えをいたします。

平泉スマートインターチェンジ周辺開発については、乱開発にならないように、町で基本構想を定めた上、民間による開発を促進してまいりましたが、民間対民間をマッチングさせて進めるという非常に難しい事業であるため、困難を極めております。

現在は、事業の実現に向けた実行組織を構築することを目的に、民間主体で（仮称）平泉スマートインターチェンジ事業戦略協議会の立ち上げに向けて動いております。協議会メンバーには、開発、出店等関心を示した企業や金融機関等10社程度が集まっており、現在は規約の作成を行い、第1回協議会の開催に向け取り組んでいるところでございます。

次に、平泉スマートインターチェンジ駐車場のトイレは周辺開発事業との兼ね合いというが、

開通と時間差が出るため整備が必要ではないのかのご質問にお答えをいたします。

平泉スマートインターチェンジの駐車場のトイレの整備につきましては、周辺開発事業との兼ね合いもありますが、開通後の駐車場の利用状況及び駐車場の利活用について検討していく過程で、トイレの設置については判断したいと思います。その上で必要と判断した場合においては、1,100台駐車場にはどの程度の規模のトイレが必要なのかも検討し、適切な場所に適切な配置をすることになるかと考えております。

次に、パーク・アンド・ライド、スマートインターチェンジ駐車場から移動する構想であるが、5月3日の移動は可能かのご質問にお答えをいたします。

パーク・アンド・ライドにつきましては、平泉町都市計画マスタープランにおいて、平泉駅、道の駅平泉、中尊寺駐車場、毛越寺駐車場に平泉スマートインターチェンジの駐車場を加えた5カ所について、地域内交通へのパーク・アンド・ライドの拠点としております。

5月3日の藤原まつりにおきましては、町営駐車場のほか、臨時駐車場も含め、中尊寺、毛越寺周辺に約2,000台の駐車場を確保し対応しているところでございますが、平泉スマートインターチェンジ駐車場が整備された後につきましては、町内混雑緩和のため、公共交通を利用するよう事前周知を行っていくほか、巡回バス等のルートの検討や混雑時におけるバス等の増便、シャトルバスの設置など対応を図ってまいりたいと思います。

次に、働き方改革についてのご質問の、働き方改革関連法案の施行に当たり、平泉町はどう対応するのかのご質問にお答えをいたします。

働き方改革は、労働者の事情に応じた多様な働き方が選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現を目指すものであり、これまで町では、平成28年3月に改定した平泉町特定事業主行動計画に基づき、時間外労働の縮減や年次休暇の取得促進、職員の意識改革を図ることでワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取り組みを進めているところであります。

平成31年4月1日からの働き方改革関連法の施行により、民間事業所での時間外労働の上限設定などを受け、国家公務員において超過勤務命令の上限が定められたことから、国や県の例に準じ、正規の勤務時間以外の時間における勤務の詳細について定めることが必要となるため、現在、県からの情報をもとに内容の精査を進めており、できるだけ早期に関連する例規整備を行いたいと考えております。

次に、年休の取得率はどうなっている、働き方改革後はどう変化するかのご質問にお答えをいたします。

職員の年次休暇の取得状況についてですが、平成28年度、平均9.2日、取得率24.3%、平成29年度、平均9.2日、取得率23.4%、平成30年度、平均10.4日、取得率26.8%となっています。

長時間労働の是正は職員の健康保持等の面からも重要であり、超過勤務の縮減及び年次休暇の取得促進に引き続き取り組み、年次休暇については取得日数平均15日以上を目標に掲げて取り組んでまいります。

働き方改革による年次休暇の取得促進と行政サービスの向上とを両立させるためには、各管理

職が事務事業の緊急度や優先度を勘案しながら業務の進行管理を行い、年間を通じた繁閑調整など、適切な組織マネジメントを行うことが必要となります。

改革に向けて組織として見出すべき方向性について、職員同士のコミュニケーションを活発化させ、意識改革を図ることも必須であると思います。また、職員の業務量が増加傾向にある中、事務事業評価とあわせて事務改革に取り組み、業務のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、行政需要や業務量が多くなると見込まれる部署の人員増を行うなど、適切な人員配置に努め、職員の労働環境の改善と住民サービスの向上との両立の実現を目指し取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

スマートインター、もう平成30年度末で50%超えたというふうに、前回の、超えるであろうという予測がありましたけれども、多分50%超えたのだらうとは思いますが、さて、その周辺の開発についてはなかなか見えてこない。地権者は、2回の地権者の集まり、説明会があったけれども、その後どうなっているのか、大変不安に思っておられる方が多いように思われます。ましてや、前は町が旗振り役といいますか、区画整理組合をつくってというような、ある程度方針があったのですが、今度は民間主体の部分だということもありますし、先ほどのお話の中では、民間主体で平泉スマートインターチェンジ事業戦略協議会、これを立ち上げる、これから立ち上げるということで、多分地権者ともまだお話がないのかとは思われますけれども、そこら辺のアフターというか、開発許可による開発というふうな方針転換をしたのであれば、そのことについての、やはりある意味では地権者に説明会等が必要ではなかったかと思われるのですが、その辺はどういう事情でそうなっているのかお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

スマートインター周辺の開発につきまして、当初は議員おっしゃるとおり、区画整理事業を考えておりました。それで、区画整理事業におきまして、町がある程度行いながら民間とともにやっていくという形で考えておって、地権者説明会も行ったところでございましたが、区画整理をしていく上では、事業精査を行いましたところ、やはり地権者にとって非常にリスクが生まれると。結局、進出してくる企業が確定していない段階で地権者とともに区画整理を行っていくことで、売りさばけないときにさまざまな問題が起きています。現実に県の都市計画課とさまざま協議しましたところ、やっぱりちょっとその方法というのは地権者にかかなり難しい問題を残す可能性があるし、今現在、区画整理によって非常に問題のある状況になっている部分が県内に何カ所かあるということで、県とも協議した結果、開発許可のほうがいいのではないかという形で考えております。

ただ、その開発許可に関しましても、開発許可の場合は進出してくる企業が確定していくということがもう大前提になっておりますので、そういった意味では、開発する側にとっては、地権者にとってはリスクは少ないですけれども、そこをきちんと固めていく必要があるということで、今現在、昨年からずっと協議しております、議員のご指摘のとおり遅れてはおるわけですが、10社程度の方々が興味を示していただいて協議会に参加したいという状況でございます。それで、その段階が固まったところで、地権者にももう一回ご説明をしたいというふうに考えておりました。今現在の段階だと、開発手法の違いということで、十分説明するには値はするわけですが、その先のことの、出てくる事業者のことをちょっと説明できないもので、その段階でしたいというふうに思っております。

あともう一つは、全体の流れに関しましても不安を持っている方々がいらっしゃるのかなと、地権者以外にもですね。そういう方がいらっしゃるかと思っておりますので、今回の今行っております地域懇談会におきましても、社会教育施設とともに、一番最初にスマートインターのことをご説明しておるということでございますので、皆様のご不安等に関しまして、まず最初に地域懇談会におきまして払拭しながら、あと、ある程度の出社する企業体が確定した段階で深くご説明していきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

そういう説明であれば地権者もわかると思うのですが、当初構想が絵も含めて説明あった中で、当初は7.3ヘクタール予定しているのですが、この区画整理から開発許可に変わって、面積等変わった部分はないのかという、当初計画と変更部分がないのかということでお聞きしたいのですが、そのままの面積なのか、増やすのか、そこら辺も地権者が気になっているところのようでございますから、その辺はどのような話し合いの内容になっているかお聞きいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

面積に関しましては、当初の区画整理段階ではその面積7.3ヘクタールで行っておるところでございます。それで、全体を区画整理して、田んぼではなくて宅地状態にして企業を誘致するという形で考えておったわけですが、先ほど申し上げたとおり、企業が来なかったところに関してはその整理分に負債が出てくるということですので、このたびはその手法を開発許可にしていきたいというふうに考えております。それは手続が難しくないこともございますが、やはり地権者にリスクがないということです。

ただですね、先ほど申し上げたとおり、進出する企業が確定することが大事になってきますので、企業が求める面積というものにそこが左右されてくるということがございます。ですので、全体の面積というのは今現在のところは、当初のままでは検討はしておりますけれども、進出してくる企業によっては増減が出てくる可能性はあろうかと思っております。これは結局その企業が開発

許可を出してくるわけですがけれども、その段階でもっと面積が欲しい場合もあろうかと思ひますし、少なくなるという場合もあろうかと思ひます。

ここに関しては、議員ご指摘のとおり、地権者がやっぱり一番興味のあるところだろうと思ひますので、確定し次第、早目に説明会をするような形で取り組んでまいりたいというふうに思ひておひります。

議 長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

当初構想だと公園があつたのですが、企業が主体になつてその公園という部分などは保持できるのかどうかもお聞きしたいと思ひます。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

町が今までご説明してきたことに関しましてはそのとおりで、区画整理事業を前提にしてきたことをごさいます。それで、もともとの事業自体で、今回のこのスマートインターの南側地区に関しましては、工業団地などとは違つておひまして、町で主体的に土地を整備してやっていくということではないものですから、町がどこまで議論の中でイニシアチブというか、先導性をとれるかという問題はあろうかと思ひます。

ただ、開発許可の中でも、当然緑地の保全というものがなくなつてきますので、町としては、今まで景観条例等もごさひまして、緑地の確保等を町内でも進めてきておひりますが、ここに関してはより一層、やはり平泉の玄関口として今まで以上にそういう部分は、平泉に入ってきたというイメージを損なわないようなものにしてまいりたいと思ひておひります。ただ、先ほど申し上げたとおり、町でどこまで誘導していけるかという部分に関しましては不確定な部分ごさひますが、ぜひ平泉らしい地区をつくつてまいりたいというふうに思ひておひります。

議 長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

そうしますと、トイレの関係もこの開発、企業がいつできるかによつて、町当局は駐車場のトイレについてはそちらの利用する形に乗りたいということなのだと思うのですが、遅れ気味であると、開発当初は間に合わないとすれば、簡易トイレで対応するのか、どうするのかわからないのですが、いろんな方法があるとは思ひのですが、そうしますと、当初考へていたようにトイレはつくらないで済むのかどうか。その辺はどのような感触をお持ちなのかお聞きします。

議 長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

1,100台のこの駐車場ですが、これは何度かご説明してきたとおり、スマートインターチェン

ジの建設に伴って本線まで渋滞が延びる可能性があるとして、それを緩和するために設けてほしいということで、公安委員会との協議の中でつくることになったものでございます。ですので、特に5月3日というのは一番混雑が予想されるということで、このスマートインターの駐車場というものをできるだけ使うことによって、本線への渋滞というのをなくしていくというのが第一義だろうというふうに考えております。

その中で、やはりここに駐車をするということになりますと、町内への、次の議員のご質問にもかかわることになりますが、その町内への誘導する動線というものが確立していかないと、ここに車を置いていく方というのはなかなかないのかなというふうに思うわけです。ですので、やはりこのスマートインターチェンジ開業に向けては、この町内への動線を確立することというのがまず1つ必要になろうかと。そうしないとこの駐車場が生きてこないだろうと。そうなりますと、その周辺開発が遅れていくことになれば、やはりトイレに関しましては何らかの手だてを設けていく必要があるかと思っております。

近くでこの駐車場を、今工事途中ではございますが、見ますとですね、今まで町内では、もう当然のことながら、経験のない大きさの駐車場でございます。そこで車をとめるということは、そこから出ていくためにも結構な距離ありますので、その辺はですね、この南側の開発がもし間に合わないようなことが確實視されるようになれば、町としても何らかの対策を行っていく必要があるかというふうに考えております。これにつきましては、全体の進捗状況も含めまして、関係課と協議しながら対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

1,100台ということは、乗用車に休日でも2人以上乗車してくるということが予想されますし、またマイクロバスが当然、大型もETC可能なスマートインターですから、そうしますと、最低4,000ぐらいを当日見るわけですよ。4,000人見込み。その方々のやはり、一時的とはいえ、トイレというのは、4,000人の部分であればやはり確率的にも数百人、千人台までいくかどうかかわからないですが、いずれ必要になると思われますので、そこら辺は今後検討していただきたいと思っております。

さて、このスマートインターの駐車場は、課長が言われるとおり、本線への渋滞防止のためです。ですが、観光客からしたら目的地までの途中です。5月3日、ことはどうだったのかかわらないのですが、そのるんるんの運行が時間どおり運行できたのかどうか、そこら辺はどのようになっておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

るんるんバスの運行に関しましては、やはり渋滞によりましてかなり遅れておりました。かつてのようにバイパスがないころよりは町内は混まなかったですけれども、ことは非常に観光客



が多くて、るんるんバスでは、恐らくはここからの対応というのは難しいかなとは考えております。

ただ、この5月3日とか、あと秋の行楽シーズン、ここに関しましてはやはりシャトルバスのなものも考えに入れていく必要はあろうかと思えます。そのときには、旧国道4号ではなくて別のルートも含めて検討しないと、ここからの、議員おっしゃるとおり、数千人規模の人間というものを町の中心部、世界遺産のところまで運んでいくということはなかなか難しいのではないかと思いますので、この辺につきましても、今現在、当課のほうで公共交通の見直しは進めておりますが、またそれと並行しながら、この駐車場の利活用につきましても、やっぱり庁舎内挙げて検討していく必要があろうかというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

空を飛ぶわけではないので、4号線からも一般車両が入ってくる、高速道路からも。これ、高速道路から流入する車両は全部駐車場に入れると、5月3日については駐車場に一回プール状態にするという構想でいいのでしょうか。それとも、あそこには信号もなくてラウンドアバウトですから、警備員を置いて誘導するのか。当日どのような策を講じるつもりでおったのかお伺いたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

5月3日の観光客の誘導に関しましては、ちょっとまだ内部で検討はしておりません。ただ、全ての車両をあそこに置けるのかどうかも含めて、関係課で協議は必要かなと思っております。ただ、多くは2次交通を整備して、シャトルバスにしてもるんるんバスにしても、2次交通を整備できていれば、ある程度ここでおろしてプールしておくことは必要になろうかというふうには思っております。ただ、それらも今後どのような形でやっていけばいいかということは、ちょっと庁舎内で検討させていただければというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

ちょっと足りなかった部分がありますけれども、最初にあの駐車場を満杯にするということの考え方はございません。先ほど来申し上げているとおり、渋滞対策として設けているものですので、あそこを満杯にしてしまうと、やはり本線への渋滞というものが緩和されなくなる可能性がありますので、やはりそこに関してはちょっと内部で今後検討させていただければというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

そうすると、強制ではない中でどうやって2次交通を使って、使おうという観光客が来るのかどうかというのは私はよく知らないのですが、それらの周知がいったとしても、直接毛越寺、中尊寺の駐車場に行きたいという車両があれば当然そちらに向かうのですが、そこら辺の一時的なパニックというのはあるのですが、そこら辺の誘導策を考えないと本線への渋滞もままならないのではないかと思います。そこら辺は、交差点がラウンドアバウトになるのですが、そこに警備を置くということになるのですか。それとも、運転手に任せて駐車場に入るか直接行くかを判断してもらうという考え方でよろしいのですか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

現在も駐車場の満空情報に関しましては、表示板でも見せておりますし、あとインターネット上でも出しております。それらにつきましては、今後もさらに周知徹底していくことによりまして、運転手さんに今現在の満空情報、駐車場の情報等を流すことによってその辺を緩和できればと思いますし、さらにですね、その5月の連休等につきましては、警備員の配置というものもちょっと視野には入れていく必要があるかもしれないと思っております。

いずれこの先、中尊寺、毛越寺周辺が混雑しているとか、そういう情報をあの辺でいち早くとれるような形にして、例えば駐車場に置いていったほうがいいのかという判断は運転手、いらっしゃる観光客の判断にはなろうかと思えますけれども、そういう判断する材料をあの場で提供できるような形にしたいとは思っております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

満空情報だけでどうなのかとは思いますが、FMラジオとか、そういう情報メディアを利用するというのもやはり検討課題だと思えますけれども、そこら辺で乗り切っていただきたいというのが私の意見ではあります。

ただ、祇園線と三日町瀬原線、県道の交差点について、以前お話の中では、平成30年度に交差点の設計する予定だと、それで岩手県公安委員会と協議する機会があるので協議を進めたいというお話があったのですが、それらは協議されたのですか、お聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

協議のほうはまだ実施していません。あと、今後また、実際工事に入る前に協議を今年度していくというような形になると思います。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。



いですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まず1つ、年休でございますけれども、職員の年休につきましては1年間に20日、それから、それを使用しない場合については翌年度に最大20日まで繰り越しできるというようなことで、一番多く年休を与える者については40日というふうなことでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、ここで先ほど町長のほうからお答えさせていただきました平均取得率でございますけれども、これにつきましては1人当たりの職員の年間の平均取得日数ということで、その取得率でございますので、もし10日取得すれば25%というふうな形になりますので、40日分の何日というふうな形の計算上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

そうしますと、今回の働き方改革で、ここで言っている10日というのは、当町においては20日と読みかえるということになるのですか。お知らせください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

働き方改革での、使用者は10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対しというふうな項目からの話でよろしいでしょうか。10日というのは、民間の使用者が与える日数が10日というふうな、ということよろしいでしょうか。

平泉町でございますと、毎年20日間の年次休暇を与えておりますので、その20日間に対するというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

そうすると、企業主と書いてありますが、当町においてはそうしますと、10日が義務的な部分なのですか。この法律による、民間では10日のうち半分である5日間を企業主が取得させなければならないというようなことになっていますが、当町ではどのようになりますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

私、先ほど申し上げましたのは正職員の日数を申し上げましたので、正職員であれ、臨時職員であれ、与えられた日数の半分以上というふうなことでご理解をいただければというふうに思い

ます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

そうしますと、年間に10日は、ある意味強制的に取らなければならないようになってきますが、罰則もありますし、罰則を受けないようにするには。そうしますと、現在の取得率程度で推移するというお考えなのでしょうか。そこら辺はどのような推移を見込んでおられますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

これにつきましても職員のということでお答えさせていただきますけれども、平成28年度から平成32年度までの、令和2年度までの5カ年の特定事業主行動計画というものを定めておりまして、その中で、目標といたしまして年間の年次休暇の取得日数を15日以上というふうな形で目標設定はしているところでございますので、その目標に到達するような形で、それぞれの職場の管理職が年休を取らせるような形で指導していくというようなことを進めてまいりたいというふうを考えております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

取得日数15日以上を目標に上げていらっしゃいますが、そうしますと、職員の働き方を変えないと、現在の仕事量を落とさないで、行政サービスの質を落とさないで休みを与えるということになると思うのですが、そこら辺の、先ほどのお答えですと緊急度や優先度を勘案しながらということになるのですが、職場によってはなかなか休めない時期もあるのだと思うのですが、今までの傾向、その職場環境を把握している、業務等によっても差が出ると思われるのですが、そこら辺、具体的にこの緊急度や優先度を優先して、今までの仕事をこなせるというお考えでお話しているのだと思うのですが、今まで以上に職員が、今まで平均10日取得しているのを15日、5日ですから、百何人ですから、それだけの日数がどのようにして具体的に、今までの水準を落とさないでできるかということについては、どのような考えでおられるのかお伺いたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今後、私がこれから答弁するものについては具体的な話というふうなことで、庁舎内の意見をまとめたものではございませんけれども、一つの方法といたしまして、それぞれ行政サービスをもちろん落とすことはできないわけでございますので、その中で各部署部署の職員が、それぞれそのとき、その日その日に休む職員のサポートをしながら対応していくというふうな方法をとるのが一番の方法であるというふうには考えてございます。いずれ職員をそのために増やすというよ

うなことは考えてございませんし、全体的な定員適正化の中で考えましても、職員をこの制度に合わせて増員するというような方向性は今現在考えてはおりません。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

今回大きく働き方を変えないと、仕事量を落とさないでと、現実にはそれだけ働く強度を増すというふうに思われるわけでありますが、課によつてのそれらの偏重というか差異があると思われるのですが、ここで課の再編等、業務の見直しをこの働き方改革を契機に考えるというお考えはございませんか。町長が就任してまちづくり推進課をつくられたことはあるのですが、その後、このような情勢変化に対応することも必要ではないかと思われるのですが、ご心境をお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今の体制でここ4年、5年やらせていただいておりますが、そういった意味では、今回の企業誘致等も含めながら、その場その場でそのときの施策を展開する中で、課の統廃合だったり、それは従来、まずはトップとして考えていかななくてはならないし、対応していかなければならないことだというふうに意識しております。

今回の特に働き方改革、議員おっしゃるとおり、政策的にもですが、一つの改革の中でやはり大変重要なことだというふうに認識いたしております。そんな中で、先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたが、まずは住民サービスを低下させるわけにはいかないという柱と、そしてもう一つ、やっぱりスクラップ・アンド・ビルドということを常にここ数年お話しもしてきましたが、そういったこともきちっとやっぱり精査した上で、統廃合等々も必要であれば、また施策を展開する、そして住民サービスをさらに構築しながら推進していくという場合に、総合的に判断させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

柔軟な発想が必要だと思うのですが、スマートインターができると、社会教育施設もできてしまうと、ある意味ではハード的な部分よりも住民サービスの中でもきめ細かな部分を今後求められるというふうに思われるのですが、それらへの対応がやはり今の課の所掌事務の見直しをしないと進まない部分も出てくると思われるので、ぜひともこれらは検討課題として今後協議を進めさせていただきたいというふうに思います。

以上で私からの質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで佐々木雄一議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開をしたいと思います。

先ほどの佐々木雄一議員からの一般質問に対し、岩淵総務課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

先ほどの佐々木雄一議員からの質問に対しましての答弁の中で、一部訂正させていただきたいところがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1つは、我々役場職員、地方公務員に対する年休取得の義務の関係でございましたけれども、民間と同じような形で2分の1に相当する義務づけがあるというようなニュアンスで私お答えいたしましたけれども、公務員に対しての年休取得の義務づけの適用はございません。ただ、民間事業主につきましては規定がございますので、それに対しては、それらを守らなかった場合については罰則規定が適用されるというようなことはあるようでございますけれども、公務員につきましての年休取得の義務づけはないと。ただ、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、特定事業主の計画の中で目標として15日取得ということを決めておりますので、その取得に近づくような形でそれぞれ推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。大変申しわけございませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、通告6番、高橋拓生議員、登壇質問願います。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

通告6番、高橋拓生でございます。

それでは、さきに通告させていただきました2題につきまして質問をさせていただきます。

まず大きな1番、産業振興策について町長にお伺ひいたします。

国では平成30年6月に閣議決定された未来投資戦略2018では、キャッシュレス化の推進、キャッシュレス化社会の実現に向けた取り組みを行い、2027年6月までにキャッシュレス化を現在の倍増の4割程度に目指していくとされております。当町としても、消費者に便宜性をもたらし、町内事業者の生産性の向上、地域経済への大きなメリットがある、早急な整備が望まれます。岩手県では、キャッシュレス決済の実証実験が8月から行うと報道されております。

そこで、（１）総務省事業のモバイル決済モデル事業等のキャッシュレス化への当町の取り組みについてお伺いいたします。

（２）令和元年ゴールデンウィークにおける当町への観光客の入込数、今後の大型連休の対応策についてお伺いいたします。

（３）訪日外国人旅行者の約８割が東アジア地域からの来町ですが、外国語青年招致事業による中国語対応可能な国際交流員の招聘が必要だと思われませんが、それについてお伺いいたします。

（４）５月２０日にみちのくＧＯＬＤ浪漫が日本遺産に認定されましたが、観光誘致などの可能性についてお伺いいたします。

続きまして、大きな２番の通学路安全対策について教育長にお伺いいたします。

最近報道等でありますとおり、全国で登下校の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生している状況です。平成２９年９月の議会でも取り上げましたが、再確認の意味を含めまして、通学路安全プログラムによる合同点検の実施状況についてお伺いいたしたいと思います。

（１）通学路安全対策プログラムによる合同点検の実施状況、平成３０年度の実施状況の改善策について伺いたいと思います。

以上の内容につきましてご答弁よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

高橋拓生議員からのご質問にお答えをいたします。

産業振興策についてのご質問の、総務省事業モバイル決済モデル推進事業等のキャッシュレス化への当町の取り組みについて伺うのご質問にお答えをいたします。

クレジットカードや電子マネー、ＱＲコード等で行うキャッシュレス決済は、国内のインバウンドの増加もあり、急速に普及している状況にあります。その一方で、決済事業者は多岐にわたっており、整備する事業者にとっては、消費者のニーズに応じるためには複数のシステムの整備が求められることに加え、決済事業者の選択は不透明な部分も多く、大きな負担となっております。

このような中、総務省のモバイル決済モデル事業として、今般、岩手県、長野県、和歌山県、福岡県の県全域でモデル事業を実施することとしており、内容としては、複数の決済事業者に対応した統一化されたＱＲコードを県内事業者を整備する実証実験として、ＱＲコード決済を普及推進する予定となっております。

また、町では、昨年度から平泉商工会と連携して、キャッシュレス対応セミナーを開催し、よりよい決済事業者の選択のため、個別相談の機会を設けるほか、東北経済産業局から講師を招き、導入支援制度について説明をいただいております。

国内はもとより、増加する外国人観光客も含め、今後ますますキャッシュレス決済のニーズが高まると予測されることから、国の補助事業の活用等による環境整備の円滑化を図りながら、関係機関と連携し継続的な支援に努めてまいりたいと考えているところであります。



次に、令和元年ゴールデンウィークにおける当町への観光客入込数、今後の大型連休の対応策について何うのご質問にお答えをいたします。

ことし5月1日から5日までの観光客の入り込みは38万3,000人と、昨年度と比較すると18万5,000人の増、率にすると93.4%の増となったところであります。また、4月27日から5月6日までの10日間の入り込みは52万9,000人となり、昨年1年間の入り込みの4分の1がこの10日間で本町を訪れたこととなります。この背景には、10連休という過去に例を見ない長期の休みとなったこと、元号改正という特別な年であったこととあわせ、期間中、好天に恵まれたことなどが要因と分析しているところであります。

受け入れに当たっては、警察協議を踏まえ、警備会議を通して関係団体と連携しながら対応を行ったほか、町営駐車場を中心に交通誘導員の配置や観光協会を中心とした観光案内所の対応や、中尊寺、毛越寺を含めた観光施設や各店舗などで対応をいただきました。期間中、東下り行列や弁慶力餅大会などのイベントも開催したところですが、事故や事件等がなかったことは関係機関のご尽力と町民の皆様のご理解があつてのことと感謝を申し上げる次第であります。

今後においても、今回の連休を参考としながら、関係機関と連携をしながら対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、訪日外国人旅行者の約8割が東アジア地域からの来町だが、外国語青年招致事業（JETプログラム）による中国語対応可能な国際交流員招聘の必要について何うのご質問にお答えをいたします。

国際交流員につきましては、増加する訪日外国人の受け入れに対応するため、JETプログラムを活用し、2017年7月31日より英語圏の職員を観光商工課に配属しております。これまでの活動状況でございますが、町のホームページ、フェイスブック、観光パンフレット等の英訳や研修会の開催を行っているほか、店舗内の表示やメニュー表記指導などを行い、来訪する外国人観光客の受け入れ対策の強化を図っているところであります。

本町を訪れる外国人観光客は、議員お話しのとおり、中国圏からの来訪が多いことから、中国語を話せる人材の確保は重要と捉えているところであります。JETプログラムを活用する場合、かかる経費にあつては地方交付税の基準財政需要額に計上できるため、町の財政負担は少ないのですが、生活様式や文化の違う国際交流員を受け入れるためには、勤務時間はもとより、滞在中の真摯な対応が求められることから、ハード面、ソフト面においてさまざまな配慮が必要と考えているところであります。

次に、5月20日、みちのくGOLD浪漫が日本遺産に認定されたが、観光誘致などの可能性について何うのご質問にお答えをいたします。

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化、伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものであります。平成27年度から平成30年度までに67件が、令和元年度については新たに16件が認定されたところ です。

今回の認定については、議員ご承知のとおり、宮城県の気仙沼市、南三陸町、涌谷町、岩手県陸前高田市と本町を含む2市3町が域内に含まれており、涌谷町が代表となり申請を行いました。

事業の実施に当たっては、構成自治体等で作る協議会を中心に推進をしていくことになりませんが、詳細については今後の話し合いで決めていく予定であります。

今回の日本遺産認定された構成市町にあっては、これまでも歴史的なつながりなどもあり、さまざまな分野において連携をしてきたところでもあります。みちのくGOLD浪漫という新たな素材を契機にして、さらに誘客促進につなげていきたいと考えているところでもあります。

私からは以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

2番目の町内通学路の安全対策についてのご質問の、平成27年策定の通学路安全対策プログラムによる合同点検の平成30年度の実施状況と改善策についてのご質問にお答えいたします。

平成30年度に点検が必要とされた箇所は3カ所でございます。1カ所目は平泉衣関の信号交差点付近であります。店の前がタクシー以外通行禁止のため、児童生徒が自転車による走行ができないことを確認いたしました。また、平泉小学校と平泉中学校の児童生徒の自転車通学生の走行経路が異なっておりましたので、小中の連携の視点で経路を同じにすることといたしました。

2カ所目は長島砂子沢74番地付近であります。歩道が途中で途切れてしまう箇所があり、通行困難でしたので、小学生による横断の経路を確認いたしました。さらに、JAの敷地内にブロック塀があり、崩れてしまった場合に歩道での通行が危険なものになるとして、建設水道課長から撤去を依頼いたしました。これについては既に撤去されております。

3カ所目は長島野田の道路であります。JA側から走行する車両から横断歩道と歩行者を視認しづらいことを確認いたしました。これについては、一関警察署交通企画主任に横断歩道前の道路路面にひし形マークを設置することを依頼いたしました。検討の結果、設置を計画した旨、連絡があったところであります。

今後の改善策につきましては、これまでと同様、関係機関との協議の上、点検箇所をリストアップし点検を行い、関係機関に対策いただくよう依頼することにしております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

それでは、大きな1番の産業振興策についての再質問に入っていきたいと思っております。

（1）総務省事業モバイル決済モデル推進事業についての再質問に入ります。

J P Q R名称の統一QRコードについて、現在おわかりになる範囲でいいので、教えていただきたいと思っております。

5月に商工会において東北経済産業局の導入支援セミナーが行われ、ラインペイ、ゆうちょペイなどの約9事業参加予定の事業者がJ P Q Rという名称の統一QRコードを活用した決済方法を普及していくという内容とのことです。報道にもありましたとおり、通常決済の約5%の手数

料を1%に抑え、タブレット機器の初期の費用の一部を助成するという話も話されておりました。来週の6月13日には平泉商工会におきましてJ P Q R普及事業説明会をする予定と聞いております。その内容につきまして見解をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今、議員がおっしゃられたように、経済産業省のデータによりますと、キャッシュレス決済の普及率は全国で20%、その中でもスマホ、特にタブレットの決済については10%前後ということで、大変利用率が少ないという状況でございます。この状況を打開するために、今回総務省のほうで4県にわたりまして実証実験をするという内容となっております。

こちらで伺っている内容についてお話しを申し上げたいと思いますが、平成31年2月7日に補正予算が国のほうで成立いたしましたして、それを受けて岩手県においては5月17日に県内の各市町の商工団体を集めて説明会を開催しております。各自治体に対する説明会はございませんで、このときに平泉商工会も出席しておりましたので、その概要についてこちらでもお伺いし、共通認識をしているところです。

今おっしゃられたように、これから岩手県においては市町村単位で説明会を開催するというところで、これが6月の中旬から7月の中旬にかけて約1カ月という予定と聞いております。でもって、平泉商工会では、ただいま議員がおっしゃられたように、6月13日の午後に平泉町のほうに出向いて県のほうで説明会をしてくださるというような内容となっております。その後、店舗へのタブレットやステッカーの配付などを行い、8月1日から翌年の2月1日までの6カ月間、実証実験が行われるということになります。この期間については、費用については無料というように伺っておりますが、その後のことについては今度の説明会で明らかにされるものというふうに捉えているところです。

その後、2月から実証実験の結果の取りまとめをして、総務省では経済産業省キャッシュレス協議会等と協議をしながら、今後の日本のスマホ決済のあり方などについて統一見解を持っていくというような内容が、現在こちらが伺っている内容でございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

おとといの新聞報道とかで、ラインペイとJRのSuicaが業務提携をするという発表されました、2020年春の実施ということですが、岩手県ではその、先ほどお話ししましたが、約9事業者のラインペイとかゆうちょペイとかオリガミペイなどの連携した統一事業ということですが、ソフトバンク系のペイペイは単独でいくというような方向性もありますし、まだ落ちつきが見えていないという部分があると思いますが、答弁でもいただいたとおり、実証実験をしながら取り組んでいくということですがけれども、町内の事業者の生産性の向上とかインバウンドの利便性も

含めて、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、(2)の令和元年ゴールデンウィークにおける当町への入込数、今後の大型事業の改善策についてということですが、私もゴールデンウィーク連休中は仕事しておりましたが、初日の27日は通常どおりの混雑状況でしたが、28から4日までが旧4号線の上下線の渋滞と、中尊寺、毛越寺駐車場、ほぼ満車の状態にして、レストハウス駐車場、JR高架の臨時駐車場、ほぼ満車の状態となっておりました。中尊寺の拝観券売り場は月見坂の中腹まで並んだと聞いております。当局のほうでの把握している状況についてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今、議員がお話しのとおり、10連休ということで、初日の26日と5月6日は大変落ちつきを取り戻したところですが、そのほかの8日間については大変な、町内は混雑をしたというような状況でございました。

こちらでも大変、10連休という長期の期間というのは、町で経験したことのない長期の連休でございましたので、いろいろなところと連携をしながら対応を行ったところですが、予想以上に観光客が多かったという状況でございます。あわせて、5月3日、4日というあたりは毎年混雑が予想されまして、警察協議なども念入りに行っているところですが、今年度はそのほかの期間においても大変多くの観光客に来ていただいたというような状況でございます。

町のほうでは、警備員の配置とか、あと駐車場の料金所の取り扱うシルバー人材センターとの綿密な連携をとりながら対応を行いましたが、町内のキャパシティ以上に多くの観光客が来ていただきましたので、若干の、多くの方には待ち時間をいただきながら拝観とか、あとご朱印帳をいただいたというような状況が発生しております。

今後におきましては、今回の事例を踏まえまして、また今度8月のお盆期間中、また9月にもまた連休が予定されておりますので、対応に当たってまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

5月3日の東下りは関係機関で協議されまして、義経だけが馬で上ったということだと思えますが、今後におきましてもこのような非常事態といいますか、緊急性のある場合には適時対応しながら取り組むということによろしいのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今、議員がお話しされたとおり、5月1日、2日の状況を見まして、中尊寺においては3つの行列ができておまして、1つの行列は金色堂を参拝するための行列が、あと1つは本堂を参拝するための行列、あと1つはご朱印帳をいただくための行列ということで、堂内も大変混雑して

おりました。中尊寺さん、それから東下り保存会さん、それから観光協会と、このままの状況で馬が月見坂を上がると、大変狭いような参道でございますので、観光客に何か事故等があってもということで、急遽前日に集まっていただきまして協議をした結果、馬については義経の馬だけ上がるというようなご判断をいただいたところでございます。

特殊事情というようなところもあると思いますが、今後においても、どういう状況が今後待っているかはわかりませんが、いろいろな団体のこれまでのご経験とか、あと英知を結集いたしまして、そのときで判断をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

本当に、答弁でもありましたとおり、事故、事件などが起きずに本当によかったなと思いますけれども、私も中尊寺界隈に地元にいるものですから、本当に暴動寸前というか、人混みというか、東京駅以上みたいな感じで、これは世界遺産以上の人出だったと思います。先ほど言ったように、駐車場不足もありましたし、非常事態の中で、答弁でもありましたとおり、関係機関のご尽力と住民の協力を得ながら、事故が起きなかったということに対しては本当によかったなと思っております。

このぐらいの経験を観光協会、当町がされておりますので、今後におきましての対策、改善策に役立つと思われまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。先ほど答弁でもありましたとおり、ことしはお盆休みで9連休、9月から10月に連休が3回ぐらいあるということですので、引き続き受け入れ態勢の対応をしていただきたいと思います。

続きまして、（3）の外国人旅行者の8割が東アジア地域からの来町だということですが、それに対する再質問です。

当町での訪日外国人旅行者は主に台湾、中国ですということ、先ほどの答弁もありましたけれども、現在の町内の中国語の通訳は観光協会と中尊寺に配置され対応しております。答弁いただいたとおり、担当課としますと、英語圏の国際交流員が配置され、さまざまな有効な受け入れ態勢の対応をされております。あわせて、新たに中国語圏の国際交流員の招聘をしていただき、世界遺産平泉への受け入れ態勢の強化をしていただきたいと思います。そのことについて見解をお伺ひしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今度の7月末で、今招請しております国際交流員も丸2年を迎えることになりました。平泉町の文化や歴史にも大変一生懸命勉強していただきまして、理解をしていただいております。住民生活も、地域の中に入って生活していただいておりますので、日本のごみの分別とか、習わしとか、いろいろな神社とかお寺の違いとか、いろいろなところで戸惑いながらも対応をいただいております。

ご質問の中国圏の職員の招請というようなお話でございます。今実際に商店を回りまして、英語で表示をいたしますよということで、きのうも職員と一緒に回らせていただいております。大変好評で、メニューなどもつくらせていただいているところですが、一方ではですね、台湾の方が多いのですというようなことで、中国圏の対応もぜひお願いしたいというようなお話はいろいろなところからいただいているところです。

今ご提案のあったその中国圏のところからの招請というところですが、今招請している英語圏の職員が、こちらも初めてですのでどのように対応したらいいか、役場の職員がまず対応に戸惑っているというような状況もございましたが、2年目を迎えて、このような対応をすればいいというような大体の方向づけもわかってまいりましたので、中国圏の方を受け入れるというのは、これからは検討に値するものというふうに考えております。

ただ、ご覧のとおり、観光商工課にもし配属となる場合を考えますと、職員の座る場所がなかったりですね、あと場所の問題なども含めてクリアするところは少しあるかなというふうに考えておりますし、あわせて、職員の業務量の調整なども若干必要かなというところで検討が必要というふうに認識しております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

岩手県のホームページを見ますと、英語圏で2人、中国語1人、あともう1人どこかの、ヨーロッパだと思いましたが、4人体制でやっているとしますけれども、我が平泉町は世界遺産登録の土地ですので、ぜひ英語圏と中国語圏の通訳を配置して受け入れ態勢の強化をしていただきたいと思います。

次に、（4）のみちのくGOLD浪漫が日本遺産に認定されましたが、観光誘致などの可能性についてですが、その中身について再質問したいと思います。

涌谷町が代表で申請したということですが、5月20日の各新聞報道での登録がわかりました。町内では周知は余りされていなかったのではないかと思います、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

町長が冒頭で申し上げましたように、申請にあつては宮城県の涌谷町さんが中心となって申請を今回は行っていただきました。これは2年ぐらい前から取り組みを進めているところで、今回3回目というところで見事認定されたというようなことでございます。

内容については、こちらの平泉町も含め、ほかの涌谷町以外の自治体については、そういう事実、申請するというようなことはお知らせをいただいておりますが、具体の細かいところについては承知していないというような状況でございましたので、今回盛り上がり欠けたというところはそのあたりがあるかなというふうに感じているところです。

今後、協議会等を立ち上げて、またどういう形で認定を受けての実施をしていくかというところは、今後話し合いという形になると思いますので、そのあり方とかその方向性について参画をしながら一緒に盛り上げていきたいというふうに考えているところです。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

そのことにより、平泉の現状としますと、世界文化遺産登録地でありますし、先ほどのみちのくGOLD浪漫の登録、日本遺産ということと、今現在進めています世界農業遺産ということで、ほかの市町村にはない平泉町の特徴となっております。

先日、報道でもありましたように、東北六県のデスティネーションキャンペーンが行われるということですが、このGOLD浪漫のタイミングはすごくよいタイミングだと思いますので、その辺も含めて取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、その内容につきまして見解を伺いたと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今、議員おっしゃられたように、大変、世界遺産登録10周年に向けての大きな弾みになったなというふうに感じております。あわせて、JRが行うデスティネーションキャンペーン、6カ月に及ぶ長期にわたる期間にわたって実施するというふうに伺っておりまして、この日本遺産もあわせてこの内容に組み込んでいただければ大変いいなというふうに感じております。

関係機関とは、JRさんも含め、多くの関係機関と連携しながら、東北そして岩手というような枠組みで、これから世界遺産登録に向けては進めていかなければならないというふうに感じておりますので、皆さんとの協力をいただきながら実施をしていきたいというふうに感じております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

産業振興策の終わりに町長に伺いたと思います。

2021年世界遺産登録10周年に向けた現在の取り組み状況についてお伺いたしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

10周年という大変重要な区切りの年を迎えるということになります。来年が東京オリンピックの年で、その次の年ということになりますが、そういった意味では大変、5周年とはまた別な意味で大事な10周年の節目の年ということになるというふうに思っております。

現在の取り組み状況であります。まずは今、内部で昨年度に、内部で今いろいろと段階を踏みながらやっている途中であります。いずれ今年度は内部だけではなく、近隣の市町村、近隣の市初め県、振興局初めですね、そして団体等々を一本化した実行委員会を立ち上げて、新たに組織をしてやるという中での、今その段階を踏んでいる段階です。

とはいいいながらも、先ほど議員の発言にもありましたが、東北六県のJRさんで行うデスティネーションキャンペーンがあるわけです。先日JR盛岡支社にもご挨拶に伺わせていただきましたが、1つはやはり、うちのほうの世界遺産登録10周年と同時に、平泉の世界遺産10周年のみならず、やはり今、平泉としてやっていかななくてはならないところは、特に震災の年でありました。本当に私たちがもろ手を挙げて喜んでいいのかなと思うような、そんな状況の中で、やはり唯一とは言いませんけれども、皆さんでああよかったと言える、そういうものが平泉の世界遺産だったというふうに思っております。そういった意味では、下を向いているのではなく、それをむしろ、頑張れ東北の、頑張れ岩手の発信力をつけていくことが、むしろ震災の復興ですね、できるだけ早く進める意味での、そういう元気を取り戻しながら復興に向かっていくという、そういう原動力になってきたというふうに思っております。

そういった意味では、今回の10年は世界遺産の10周年であると同時に、震災復興10年という、そういう年でありまして、JRさんでデスティネーションキャンペーン、東北六県でやるというのはこれは初めてのことであります。そういった意味では大変、10周年とそして復興とですね、そういったものを抱き合わせた形での内容を検討していきたいというふうな、今、思いではあります。いずれそれも実行委員会を立ち上げて、その中で皆さんにお諮りしながら、そして当町のさまざまな機関もあります。観光協会、商工会あります。そういった方々の英知を結集して企画してまいりたいというふうな現在の考えであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

世界遺産5周年というのも実行委員会で2市1町で取り組んだというふうに認識しておりますけれども、個人的には2市1町も実行委員会で大規模な形で展開していただきたいと思うのですが、個人的には当町で町長が先頭に立ってトップキャラバンをしていただいて、両山とか商工会長、観光協会長と一緒に大都市圏を、世界遺産のほうに回っていただいたと思うのですが、5周年のとき回っていただいたと思うのですが、そのような形でぜひお願いしたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。

大きな2番の町内通学路の安全対策についての再質問になります。

先ほどの答弁で、平成30年度の合同点検3カ所という答弁をいただきました。ちょっと理解できない部分がありましたので、もう一度お聞きしたいと思います。1カ所目の平泉の衣関の交差点付近ですが、小中学校の連携で同じにしたとの答弁でしたけれども、どのようにしたという



ことなのでしょう。2カ所目の砂子沢74番、長島砂子沢74番地付近は、七曲交差点付近だと思いますが、JA側の歩道が途中途切れてブロック塀が倒れる可能性があるということでのお話だったのででしょうか。3つ目につきましては、長島野田交差点のことですが、視認性が悪く、ひし形のマークを現状計画しているということですが、現状ではまだ設置はされていないと思うのですが、それにつきましてよろしくお願いたしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

1点目の平泉衣関付近ということですが、これは旧4号から月見坂に向かうところの道路です。それで、あそこのところを子供たちが歩いたり、自転車だったりということで通過しているのだけれども、タクシー専用の時間帯だったり、なるということで、国道4号側をきちっと歩道を通行して月見坂のほう、戸河内のほうに上っていくというようなところで、小学校と中学校がそこ、4号を通らないで葛西クリーニング店さんとかの前を通過していたのを、それはやめて4号側を、ちょっと遠くなるのですけれども、きちっと歩道を歩いて横断歩道を渡ってもらうということで指導したのが1点目です。

それから、2点目のところは、議員おっしゃるとおり、七曲の交差点のところで長小に上っていく相川線側のところの歩道が途切れるというか、細くなったりしているというようなところでの対応で、もう一つはブロック塀の問題ということもありましたので、道路管理者を通じて所有者、JAさんのほうにもお話をさせていただいて撤去していただいたというのが2点目です。

それから、3点目の野田付近、これは一関北上線と町道の交差する部分です。それで、危険な地区ということで見通しが余りよくない、高低差だったりカーブだったりということで、横断歩道の看板とか、あとはカーブ注意とかというところで、看板のほうの設置はありましたけれども、道路にひし形で注意喚起を警察さんのほうで何とか対応をお願いしたというところですが、まだなっていないとすれば再度確認して、できるだけ早目に対応していただきたいというふうに思っております。

いずれこの通学路安全点検につきましては、学校、それから教育委員会、道路管理者、警察さん、それぞれが危険箇所について合同でパトロールしながら確認して、それぞれ対応をとっていくというスタンスですので、引き続き今年度も継続して実施していく方向ですし、あとですね、お話がありました登下校の安全対策について、いろいろ事件、事故等が発生しておりますので、改めまして県のほうからも通知がありましたし、学校のほうにも安全対策について注意喚起をしながら対応をしていこうというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

2カ所目の説明がありました長島砂子沢74番地の歩道の件です。以前に同僚議員も質問したと思いますけれども、農協側が用地を提供してもいいという話があったというふうに記憶しており

ます。ですが、長島支所が6月23日あたりをもって閉店するということですので、もしそういうお話があったとすれば、その交渉事はできるのかということと、あとは、例えば第三者に売るといふ表現があれば、農協さん以外の施設だと思われまますので、そういうことはかなわないと思いますけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

今のJAさんの用地の提供というお話でしたけれども、道路管理者が県でございますので、いづれ相川平泉線の改良の絡みもあるとは思いますけれども、道路管理者のほう、県のほうにですね、その情報提供はこちらのほうからいたしたいと思います。ただ、そちらの相川平泉線の改良計画がまだ未定なので、ちょっとわかりませんけれども、いづれ情報は提供していきたいと思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

今お話出ましたその相川平泉線、一関北上線というのが長部のほうから小島のほうに抜ける道路だと思いますし、あと束稲山に抜けるのが平泉相川線と認識しておいます。今答弁ありました相川線というのは、一関北上線で認識していいのでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

七曲交差点というのは、どちらも県道なのですけれども、南北に走る一関北上線、あとは東西に走る相川平泉線の交差点となっておりますので、そちらについてその角の部分ということで認識しておいますので、いづれ情報提供はしていきたいと思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

わかりました。

以前、私が質問させていただきました一関北上線の移設計画についてです。これも県道なのですが、昔は計画があり、現在はなくなったということで、柵ノ瀬橋の上部工が完了したら県は検討に入るといふことを町長の答弁でお伺いしたと思います。今現在、柵ノ瀬橋の上部工が完了しましたので、協議が始められる状態にあるのかということについてお伺いしたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

一関北上線につきましては、平泉町から県への要望ということで継続的に行ってきておいます。

それとあわせて相川平泉線も要望はしてきているところです。

県のほうでも重要路線、歩道が狭小の部分もあるし、カーブも多いということは十分認識はしているようではございますけれども、あとは周辺、一関北上線に関しては奥州の区間もほぼ完成と、一関市についても柵ノ瀬も完成しているということで、時期的にはというお話もあるのですが、県からは今のところは、重要な路線と認識はしていながらも、実際に事業着手するという回答はまだ出ておりませんが、引き続き町として要望をしまいたいと思います。昨年も8月22日に町の要望として、22項目なのですけれども、要望の中の一つとしておりますし、今年度もそういうことで引き続き強く要望をしまいたいと思っているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

次に移ります。

平泉の担当のスクールガードにちょっとヒアリングをしてきました。毎日スクールガードリーダーは平泉側の路線を走っているということで、数多く危険箇所があるということみたいですが、特にということでお聞きしたところ、川屋敷のバス停付近から4号線にかけての渋滞になると、第3分団のところを通過してジョイスと川嶋印刷の交差点に出るという車の動態だということなのですが、その車のスピードがかなり速いということで、かなり危険だということをお聞きしています。その部分については、合同点検について話は出ていますでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

合同点検のときにその場所についての話題は出ませんでしたけれども、今、議員のお話しのとおり、スクールガードさんからはちょっと怖いところ、危険箇所であるというふうな話はいただいて、確かにあそこのY字路のところからいわば裏道といいますか、通る車も増えているしスピードも出されているよというような話は伺ったことがあります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

あと次の場所に移ります。長島野田交差点の和田商店から野田交差点に上がる左側の歩道についてですが、通常は1.8メートルありますけれども、約15メートルにわたって70センチぐらいしかないということです。子供たちは自転車を70センチ掛ける15メートルの間を、歩道を自転車を通して、人間、子供たちは境界のブロックの上を歩いているという状況です。多分この状態は異常だと思われませんが、この合同点検に入っているということがないということなのですけれども、これも県道にかかわることですけれども、この改善策をぜひ検討していただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

先ほど来お話ししておりました一関北上線の部分、野田の交差点の下の南側でございます。だと思えますけれども、あそこは実は管理者の県のほうにも何とかしてくれないかということでお話しした経緯がございますけれども、なかなか、隣が民地でございますして、歩道拡幅のための用地確保がちょっと困難であるというようなご返答はいただいております。そういうこともありますので、一関北上線の路線変更を含む改良事業、これまでも強く県のほうに要望してきているという経過がございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

ここで暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

午前中の終わりのほうで野田の交差点の歩道の70センチ幅の15メートルというところの状況をお話しさせていただきました。住居が、お宮、お堂みたいなのがありまして、隣接沿いには拡幅はできないと思われることから、道路の対面の方の一部の土地を譲っていただいて、その歩道分の1間ぐらいの用地確保と、道路を少し振れないかなというふうに考えております。その部分につきまして、そういうことが県との調整でできるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

野田の歩道狭小部分の県道につきましてですが、抜本的な改修計画がちょっと長期にわたるようであれば、あと通学路でもあるということでもございますし、部分改修とはなるとは思うのですけれども、その可能性について県と今後協議をしたいと考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

資料の中でも、全国的にも有名な悪いケースという部分での見本事例となっているみたいですので、県との調整を引き続きよろしくお聞きしたいと思います。

あと合同点検のことに対して、移りたいと思います。

先ほどスクールガードリーダーの方に聞いた川屋敷のバス停付近のお話と、先ほどの長島野田交差点付近の話を、8月上旬に合同点検やると思われますので、そこら辺を皆さん、関係の皆さんで把握していただいて、合同点検をやっていただければと思いますが。その件に関しましてよろしくをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

今年度の合同点検、これからでございますので、今いただいた意見等も参考にしながら確認をしていきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋拓生議員。

2 番（高橋拓生君）

最後になりますけれども、小中学生の生徒が安全に通学できるように改善等をしていただきまして、県とか担当部署との検討をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋拓生議員の質問を終わります。

続きまして、通告7番、高橋伸二議員、登壇質問願います。

6番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。さきの通告に基づきまして町長にお伺いをいたします。

本年6月1日に発行されました消防ひらいずみ第23号に、町長の寄稿文とございますか、挨拶が紹介をされております。その中で町長は、大規模災害は何の前触れもなく、いつでもどこでも発生する危険があり、改めて複雑多様化する災害への備えの大切さを痛感したところであると、このような状況下において、これまで以上の的確な災害対応が求められ、地域防災力の強化に努めてまいると、このように述べております。

そこで質問の第1は、さきに改正をされました水防法に伴って、本町の地域防災計画にかかわる3点について伺うものでありますが、1つは、平成29年5月に政府は、水害対策を強化する関連法として水防法の改正を行い、浸水想定区域内や土砂災害想定区域内にある高齢者や障害者、乳幼児ら配慮が必要な人が利用する施設の管理者に対し、避難確保計画の策定と避難訓練の実施を義務づけ、2021年までに100%の計画達成を目指す、このようにしています。法の定めるところによれば、未作成の施設には町長が作成を指示することとなっていることから、質問の要旨の1つは、水防法改正により義務化された要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況と対応について伺うものであります。

次に、平成29年12月発行の町の防災マップは、水防法に基づき、北上川洪水予報区間の洪水ハ

ザード情報に基づき想定される水位を予測して作成されたものであり、防災マップ情報の説明書きの記述には洪水時における対応等について次のように書いてあります。浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合がありますので、十分注意しましょうと住民に呼びかけています。

2つ目に伺うのは、町の防災マップと中小河川洪水時の対応についてであります。

次に3つ目は、5月19日、栗駒山の山開きがありました。昭和湖付近の火山ガス濃度が高く、一部立ち入り禁止となり、岩手県側からは山頂に登頂できない山開きとなりました。自然環境の影響でやむを得ないというものの、去る5月30日には気象庁が栗駒山の噴火警戒レベル1を公表をしました。栗駒山でのマグマ噴火やマグマ水蒸気噴火の発生がなしとはしません。まさにいざというときの対策を怠ってはならないことから、3点目に伺うのは、栗駒山火山ハザードマップ公表に伴う本町における対応についてであります。

質問の第2は教育長に伺うのでありますが、地域防災計画の修正に伴う学校における防災・災害対応についてであります。

学校における防災マニュアルの作成というこの課題については、これまで私は2度の一般質問で質疑をさせていただきました。災害発生予想時の事前防災計画と学校版タイムラインの作成についても質疑をさせていただいたところでもあります。残念ながら掘り下げた議論ができない中でしたけれども、教育長からは取り組むべき2つの方向性が述べられ、1つは学校避難所運営の方策を整備をするということと、学校版タイムラインの作成について今後検討するという到達点でありました。

そこで伺うわけですが、県教育委員会の学校の防災・災害対応指針の見直しに伴う小中学校における防災マニュアルの策定状況について、この間の経過を踏まえてお伺いするものであります。

質問の第3は、子どもの人権郵便書簡と言われる人権SOSミニレターの実施状況についてであります。

法務省と県の人権擁護委員会連合会では、小中学生が身近な人にも相談できない子供たちの悩みを的確に把握し、学校及び関連機関と連携を図りながら、子供たちをめぐるさまざまな人権問題を解決する活動を行っております。その事業の一つに、切手を張らずに子供たちが送ることができる子どもの人権SOSミニレターがあります。質問は、子どもの人権SOSミニレターの児童生徒に対する本町での対応と実態について伺うものであります。

以上。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

水防法改正に伴う本町の地域防災計画のご質問の、水防法改正により義務化された要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況と対応についてのご質問にお答えをいたします。

水防法の改正につきましては、平成29年5月19日公布、6月19日に施行されたところでありま

す。この改正により、市町村の地域防災計画に位置づけされた浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある老人福祉施設や学校、医療施設は避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化されたことから、昨年度、平泉町地域防災計画の改定を行い、対象となる施設について指定を行ったところであります。

対象となる施設については、浸水想定区域内にある社会福祉施設1カ所、学校1カ所、病院3カ所、老人福祉施設1カ所、有料老人ホーム1カ所、土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設が1カ所の計8カ所と把握しているところであり、随時見直しを行いながら対象となる施設を指定してまいります。

現在の避難確保計画の作成状況につきましては、浸水想定区域内にある1カ所から計画書の事前相談を受けているところであり、他の対象となる施設に対しましても、水防法改正による避難確保計画の義務化などについて周知、説明を行い、早期に計画が策定されるよう支援を行ってまいります。

次に、町の防災マップ、洪水ハザード情報と中小河川洪水時の対応についてのご質問にお答えをいたします。

平泉町の防災マップにつきましては、平成29年度に改定を行い、町内全世帯に配布を行ったところでございます。この防災マップにつきましては、北上川の浸水想定区域を示したものであり、町内の中小河川は加味されているものではないことから、中小河川の洪水が懸念される状況の際には細心の注意を払っていくことが必要であり、通常時の河川水位の降雨・出水時の水位状況、洪水の発生しやすい場所等の把握に努め、被害が最小限に食い止められますよう、地元消防団や自主防災組織との連携を密にし、対応してまいりますとともに、鈴沢川の内水対策として設置された排水ポンプの的確な運用など、洪水時に備えた稼働操作訓練等を行い、体制の強化を図ってまいります。

次に、栗駒山火山ハザードマップ公表に伴う本町における対応についてのご質問にお答えをいたします。

栗駒山火山ハザードマップにつきましては、栗駒山が位置する岩手、秋田、宮城の3県、一関市、宮城県栗原市、秋田湯沢市、東成瀬村や関係機関、学識経験者で構成する栗駒山火山防災協議会により、平成29年度に作成されたところであります。

これによりますと、噴火に伴う大きな噴石や火砕流、降灰後の降雨による土石流の発生など、大きな被害を及ぼす直接影響は少ないと認識しているところではありますが、一方で、噴火状況や風向きなどの気象条件等、場合によっては火山灰などの影響が及ぼされることが示されております。

本町といたしましては、噴火の状況や風向きなどによっては何らかの影響、被害が懸念されることから、盛岡地方气象台等が発信する気象情報の注視や、一関市や岩手県などの関係機関との連携を図り、町民の皆さんに対し情報の提供や注意喚起など、対応に努めてまいります。

私からは以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

ご質問の地域防災計画の修正に伴う学校における防災・災害対応についてのご質問で、県教委の学校の防災・災害対応指針の見直しに伴う小中学校における防災マニュアル策定状況についてのご質問にお答えいたします。

岩手県において、学校防災・災害対策指針は、平成23年3月に発生した東日本大震災津波への対応を踏まえ、平成8年12月に作成された学校の防災体制の充実に関する指針を地震・津波対策を中心として全面的に見直されたものであります。

当町におきましては、学校において策定しております危機管理マニュアルに基づき、災害発生時には児童生徒の安全の確保のための対応を行うこととしております。

なお、当町における平成31年3月の地域防災計画の見直しを踏まえ、学校防災・災害対応マニュアルの策定について、今後検討していきたいと思っております。

次に、子どもの人権郵便書簡の実施状況についてのご質問の、子どもの人権SOSミニレター（人権郵便書簡）の児童生徒に対する本町での対応と実態についてのご質問にお答えいたします。

法務省の人権擁護機関では、学校におけるいじめや体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、全国の小中学校の児童生徒に子どもの人権SOSミニレターを配布し、これを通じて教師や保護者にも相談できない子供の悩み事を的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子供をめぐるさまざまな人権問題の解決に当たっております。

手紙には児童生徒が相談したいことを書いてポストに投函すると、最寄りの法務局、地方法務局に届きます。法務局、地方法務局では、人権擁護委員や法務局職員が手紙を書いた本人が希望する連絡方法、手紙とか電話であります、それで返事をいたします。学校の先生は直接目にすることはありません。

町内の学校においても人権擁護機関から資料提供があり、配布されております。児童生徒がどの程度利用しているものなのかについては、学校や教育委員会では直接把握したり調査したりする性質のものではないと考えております。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

まず、避難確保計画の作成についてお伺いをするわけですが、先ほどの町長の答弁では、浸水想定区域内で避難確保計画の作成が義務づけられているのは8カ所だと、このように答えられたわけですが、地域防災計画、いわゆる修正された地域防災計画で指定をされております避難行動要支援施設というのは、全部で15施設あるわけでありまして。この15施設が避難確保計画の作成が義務づけられるというふうに解されるのですが、いかがでしょうか。

議 長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。



総務課長（岩淵毅志君）

水防法改正に伴っての避難確保計画の作成につきましては、浸水想定区域を想定しているものというふうに認識してございまして、確かに施設数は15施設あるわけでございますけれども、町といたしましては、その中にございます7施設がその計画を定めるべきものの、施設というふうに認識しているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

解釈にそごがあつてはいけないのでお伺いをするのですが、確かに私の質問の仕方に問題があるのかもわかりません。水防法改正によって義務化された要配慮者利用施設の避難確保計画の作成ということで、浸水想定区域内に限定をされた答弁をされているというふうに思うのですが、水防法そのものの中では、土砂災害発生危険区域についてもいわゆる避難確保計画を作成をなさいと、こういうふうになっているという理解を私はしているのですが、誤りでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

すみません、私、先ほど申し上げましたとおり、浸水想定区域というようなことで認識をしております、その辺についてはちょっと今、持ち合わせの資料がございませんので、確認をさせていただきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

ここでどちらだという結論を出そうという考えは全くないのであってね。いわゆる町の修正をされた防災計画の中で、避難行動要支援者施設として15を定めていると。一方、浸水想定区域として7施設を定めているということなのです。いずれも、そうすると、定めた理由、いわゆる何のために避難行動要支援者施設というふうにして15施設を指定したのかという根幹が問われてくるわけです。ですから、これはあくまでもですね、そこに入所をされている方々の、支援を必要とする方の生命の安全、あるいはもっと言えば財産の確保のためにやるわけですから、ぜひしっかりとすり合わせを庁内でもしていただいて対応していただきたい。このことをまず冒頭申し上げておきたい。

そこで、きょうは質問が多岐にわたっていますので前に進みますが、町長が日常不断に言われているように、甚大な災害がいつ起きても不思議でない昨今の異常気象状態が続いているわけです。そして同時に、今私が話しましたように、特に高齢者などを中心とする方々、あるいは介護を必要とする方々の命の安全にかかわるものですから、政府は2021年までに全国全てのこういった施設の避難確保計画を完了させたいと言っていますが、本町ではどのように考えていますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

避難確保計画の作成につきましては、ただいま議員がお話しされましたとおり、国がそういうふうな形で方向性を決めておりますので、いずれ当町におきましても、2021年までの完成を目指して指導するように努めてまいります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

2021年までに、2021年度までに、ではですね、距離がかなりあります。タイムラグがあるわけですから、後でどちらなのかをお答えいただきたいと思いますが、次にお聞きをします。

修正された地域防災計画では、高齢者や障害者に対して、いわゆる要配慮者に対して、必要に応じた訓練を実施をなささいということを含め、同時に福祉避難所を指定すると、こういうことも書かれているわけです。そこでお伺いするのですが、学校が福祉避難所として指定をされるということはございますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

学校が福祉避難所に指定されることはあるかというご質問でございますが、学校施設につきましては、対応できる人員など福祉施設としての受け入れ態勢が整っておりませんので、現在のところは指定の予定はございません。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

厚生労働省のホームページの中でもそのことは明確に書いてはいませんが、いわゆる福祉避難所として指定をする場合の助成の中で学校を除いているということですから、ぜひそのようにお願いをしたいというふうに思います。そうしないと、最後に教育長のところでお伺いしますが、学校の防災計画をつくる上で極めて難しさというか、混乱性が心配をされるわけです。

そこで次にお伺いするわけですが、要配慮者、いわゆるこういう施設に入っている方の要配慮者の避難計画には、避難先などについても指定をしなければならないと、このように定めております。そこで、個別的なことでお伺いしますがね、特別養護老人ホーム、ここは要配慮者利用施設になっています。このホームの避難場所あるいは避難先はどこを指定していますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

特別養護老人ホームの避難先につきましては、その施設のほうからまだ、その計画の中身につきましてはまだ確認はしてございませんが、避難所がそこにある7区の公民館とか、あとは平泉

小学校の体育館がありますので、そちらのほうに避難することになるかと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

私の質問が悪いのかどうか、個別の質問になりますがということで聞いたわけですが、特別養護老人ホームいこいの結のことを伺ったのですが。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

大変申しわけありませんでした。いこいの結につきましては、一番近くにある緊急避難場所につきましては長島地区交流センターでありますので、いこいの結でも問い合わせしましたら、長島地区交流センターに避難することを想定していると聞いておりますが、長島地区交流センターにつきましては、いこいの結と隣接しておりますので、災害の状況によっては長島体育館等に避難を誘導することも考えております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

長島地区交流センターというのは存在をしておりません。長部地区交流センターというのは存在をしているのですが。

そこですら、いわゆるすぐそばに、そういう避難所として指定をする、避難先として指定をする場所を抱えているわけですから。実はきょうの質問の前に、このいこいの結が開所して2年になるものですから、いこいの結の施設長といろいろと意見交換をさせていただきました。その中で施設長から話を伺ったのですが、既にこのいこいの結では独自に避難計画を作成をして、年2回、昼と夜間に避難訓練を行っているようであります。ショートステイを入れて約50名を超える方々を入所されておられるようでありますが、日中はいざ知らずですね、夜間は2人の宿直職員しかいないと。こういう中では極めて避難訓練にしても課題があるのですと、こういうことを言われています。

その課題というのは何かといいますと、もう総務課長重々ご承知のようにですね、避難先に、車椅子を押して、避難できる状況ではないということが目に見えているわけです。施設長自身も、ここを何とかしてもらおうと非常に助かるのだがと、こういうようなことで、避難させる、いわゆる要介護者を安全にかつ迅速に避難先に避難をさせ得る環境整備について、町とすれば考えていく必要があるのではないかというふうに思うのですがいかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずですね、大雨等による災害が発生するような状況になった場合については、先ほど町民福

社課長も申しあげましたとおり、いこいの結も、もちろんそのすぐ上に建っております長部地区の交流センターにつきましても、同じような形で被害を受ける可能性がある施設というふうに認識してございます。いずれ、それほどの大きなことによらない状況であって、特にいこいの結だけに影響があるというようなものであれば、そのすぐ直近の上の施設のほうの、車椅子対応のための舗装というようなことも考えるわけではございますけれども、その辺につきましても、いずれ土地が連担している場所の地区でございますので、同じような気象条件のもとに同じような被害が起こる可能性があるというようなところでございますので、まずは第一義的には、最も安全と思われる長島中央のほうの公民館なり体育館なりというような指定避難場所のほうに移動してもらうというのが一番ではあるかと思っておりますけれども、その舗装の関係につきましても、車椅子対応でございますので、今後の検討というようなことで検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

どうしても水防法というのが念頭にこびりついているものですから、浸水被害などを想定されたお話をされるわけですが、いわゆる火災、こういったものもですね、やはりしっかりと視野に入れた対応というのをしていかなければいけないというふうに思うのです。

それでね、地域防災計画の第6節に避難対策計画というのがあって、その中に基本方針が定められています。ここにはどう書いてあるかというところ、避難場所、避難所及び避難道路の整備を進めるというふうに明記をされている。さらに別の項目ではですね、避難道路の整備に努めると、このように定めているわけ。

これがいこいの結のところと合致するかどうかの議論はさておいて、私が述べたいのは次のことなのです。1月29日、盛岡で県の北上川氾濫減災協議会が開催をされて、青木町長が出席をされていますね。その中で青木町長がどのように述べたというふうに報道されているわけです。平泉はまさにこれから地域防災計画の見直しを行って、対象施設と一緒に寄り添いながら計画をつくると言っているわけですよ。まさにこのいこいの結という施設にしっかりと寄り添って、そこに入所をされている要介護者あるいは要支援者、こういった方々の安全のためにですね、町長が言った寄り添いながらという姿勢が試されているのではないですか。検討されるということですから。次に移ります。

町の防災ハザードマップと中小河川の洪水時の対応についてお伺いをします。

平成29年12月に発行され各家庭に配布された防災マップは、支川、いわゆる小さい川、北上川以外の小さい川の氾濫や想定を超える大雨、あるいは大雨による内水による反乱を考慮した内容のものとはなっていないということは、冒頭の質問の要旨を述べたときに話したとおりであります。

先ほどの町長の答弁では、要約すればこういうことを述べたわけですね。中小河川の洪水にも細心の注意を払い、洪水が懸念される場所などの把握に努め、最小限に食い止められるよう体制

の強化を図ると、このように要約すれば述べられたわけです。

改正されました水防法では次のように定めています。浸水想定区域が設定されていない中小河川についても、市町村長は過去の大雨による浸水状況を調べ、危険性を周知をするのだと、このように定めている。しかし地域防災計画の風水害予防計画の中には新たな記述は見当たらない。しかし町長は、先ほど述べたように、体制の強化を図るという締めくくりで答弁をされた。

そこでお伺いします。過去の被害の検証を行った結果として、本町では新たに危険性を周知すべき地区ないし小河川、小さな川はないと、こういう結論に至ったのですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

現時点で水害、洪水等の際に氾濫の可能性のある小河川といたしまして、準用河川といたしまして把握しているものにつきましては、鈴沢川、それから矢の尻川は把握しているところでございます。そのほかに、局部的な箇所として12区の一部、旧国道にタッチする箇所の低くなっている部分等につきましても、大雨が降りますと一部冠水する地区がございます。それら要所要所の地点についての把握はしているところでございますので、可能な限り、今までの経験値をもとに、今後新たに発行する際には、地域防災計画の中には盛り込むべき内容であるというふうには認識しているところでございますので、次期改正時に合わせましてそのような方向で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

過去の被害の検証を行っていないということの言い回しを変えたものだと思うのですが、このようにですね、本町における過去の被害の状況が整理をされているわけなのです。それで台風によってどのような被害があったか、豪雨によってどのような被害があったかということが調べられているわけですね。ですから、やってやれないことではないというふうに思います。答弁されましたようにですね、新たな防災マップの中には反映をさせたいということですから、ぜひよろしく、そこは慎重の上にも検証を行っていただきたいというふうに思います。

次、お伺いします。町がこの地域防災計画の中で、緊急避難場所として30の施設を指定していますね。ところが、この30の施設の中には防災マップで洪水災害浸水想定区域内にある、あるいは土砂災害警戒区域内に位置しているものが、公民館6カ所、学校など公的施設が3カ所ございます。そこで伺うわけですが、この9カ所の避難場所としての指定はですね、やっぱり避難場所としての適格性があるのかどうか。安全性を含めて検証を行って、想定をされる災害種別に応じた緊急避難場所としての対策を講じる必要があるというふうに考えるのですがいかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまご指摘のとおりでございます。例えば災害にも種類が多々ございます。洪水、それから地震、それから火災等々の災害が想定されるわけでございますけれども、その災害時に合った場所、安全な場所につきまして、避難場所等の指定についてはさせていただくというような方向で今までもやっておりますし、今後もそういう形の考えの中でする予定でございます。

また、その地域防災計画の中に新たに次期に盛り込む際には、もっと具体的な内容で記載する必要があるかと思っておりますので、それらも含めまして今後の検討とさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

土砂災害危険箇所として104カ所指定をされております。土砂災害予防計画では、この104カ所について調査して現況把握に努めると、このように述べているわけです。したがって、今課長が答弁されたこととあわせて、並行的に対応していただきたいということと同時にですね、やっぱり取り扱いが変わった場合に当該の住民、特に高齢世帯といいますか、そういうところにしっかりとした周知をとっていただきたいと、このように考えています。これは答え結構でございます。

それから、新たな防災マップも発行するというところでございますからわかりましたし、避難場所を近隣市町村にも設けると、このように新たにこの地域防災計画の中では盛り込まれたわけなのですが、その近隣市町村に設けるとするのは先ほど課長が答弁をされた、災害種別によっては緊急避難場所が使えないということを前提にしたものなのですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまの質問についてはご指摘のとおりでございます。例えば市町村界に属するような場所で災害があった場合に、平泉町内の避難場所に避難するよりも、よりその近隣の市町村のほうの避難場所のほうに避難するほうが安全かつ早くスムーズに行くというような場合も想定されますので、そういう内容があることも検討の視野に入れた中での表現でございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

わかりました。

先月5月は、50年に一度と言われるような大変な大雨が各地で見舞われたわけでございます。そこですら、大雨洪水警報レベルの運用を気象庁が5月29日から始めたわけです。けさの岩手日日さんの報道を見ますと、一関市もきょうからこの防災警報レベルの運用を行うということが

定められました。

修正された地域防災計画では、町民に対する広報の仕方として、気象予報と警報の伝達を携帯端末の緊急速報メール機能を使ってやると、このように記述をしてございます。これは本町に今までなかったものなのですが、新たにそういう機能を設けるということなのですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

今現在も稼働しております県のシステムがございまして、その県のシステムの中に入力することによって、そのような形での周知が図られるというものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

わかりました。

昨日の同僚議員の質疑の中では、学校においては既にそうした携帯端末に配信するツールを使っていると、こういうことではございました。したがって、町のホームページの中にもそういう災害情報のサイトがあるわけではございますが、それとリンクをさせた対応が可能であるかどうかということも検証していただければ、より効果的な対策がとられるのではないかと、このように思っていますので、そこは検証をぜひお願いしたい。

次に移ります。

栗駒山の火山ハザードマップ公表に伴う対応であります。

先ほどの答弁では、本町においても何らかの影響あるいは被害が想定されると、懸念されると、このように答えられました。どのような被害や影響を懸念をされておられるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

栗駒山が噴火した場合につきまして、溶岩流とか土石流、または火山弾というものの、直接建物等を破壊するようなもののおそれはないというふうに認識してございます。ただ、風向き等によりまして火山灰が降る可能性があるというふうなことの指摘はされております。大体1センチ程度の火山灰が降る可能性があるということでございますので、それを想定しているものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

そのように懸念をしながらもですね、修正された防災計画の中には全く、一行たりとも記述がないということなのです。

今、課長言われましたように、火山灰の被害というか、想定される被害というのはね、防災科

学技術研究所というところが公表してしまっていて、それを眺めていますとこのように書いてあるのです。火山灰が1ミリ以上積ると電線が切れたり、水の汚濁や給水装置の破断、破損が起きることもあり、ライフラインに影響するのだと、こうして注意を呼びかけています。そして、東北大学災害科学国際研究所が監修した岩手県版のみんなの防災手帳の中でも同じことが、趣旨がちよっと違うのですが述べられて、このことは承知だと思います。

そこで、昨年1月、12人の死傷者を出した草津白根山のような突発的な噴火があったのですが、けれども、やっぱりあれを我々平泉でもしっかりと他山の石にしていかななくてはならないのだろうというふうに思います。

そこでお伺いをしますが、1つはですね、やっぱり栗駒山火山ハザードマップの公表に伴って、なおかつ防災レベル1が出された状況も含めて、住民にしっかりと周知をすることが必要だろうというふうに思います。2つ目、この栗駒山のハザードマップと関連資料をやっぱり町のホームページに、防災の欄があるわけですから、そこにアップロードをして注意喚起を進めるということは考えることができませんか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

栗駒山の噴火に関する協議会が組織されているわけでございます。その中には一関市も入ってございますので、一関市の消防本部のほうに問い合わせいたしまして、提供が可能であるというふうなことであればその提供をいただきながら、載せることは可能だというふうに思っておりますので、その内容につきましては一関市消防本部と協議をさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

次に教育長にお伺いをするわけですが、先ほど私が述べたようにですね、これまでもタイムラインの導入について質疑を行ってきました。教育長ご存じのように、今、行政だけではなくて学校においても、タイムラインの重要性、さらにこまく言えば、マイタイムライン、いわゆる生徒一人一人、児童一人一人の行動がどうあるべきかということが見直しをされ、取り入れられているというか、広がりを見せているわけですね。一方、国土交通省の防災計画の中でタイムラインの策定を求めているわけでありまして。

まず最初に、町長にお伺いしたいのですが、このつくられた地域防災計画の中には災害対応マニュアルの整備については記述されてありますけれども、職員の初動対応だとか行動ルールについてはですね、何の記述もないのです。したがって、そういう点についてはどのように定めようとしているのかお伺いしたい。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）



災害時の職員の初動体制のマニュアルでございます。これにつきましては、平成27年3月に定めたものがございます。ただ、以後につきまして各職員に対して個別の指導、研修、講習等を実施していないというような経過もございますので、いずれ今後、想定されます災害に対する災害時の対応につきましては、今後、全庁舎内での研修等をやる予定とはしているところでございます。その中で対応させていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

それでは続けて町長にお伺いするのですが、変更されたその防災計画の中に、学校における避難計画という項目があるわけでありますが、その中では次のように書かれています。学校、幼稚園、保育所などについて、途中文章をちょっと省略しますが、ついで、ルールをあらかじめ定めると、このように記述をしているのですね。ところが、その定めたルールがどういうものなのか、どのように活用するのかというのが全くこれにはない、防災計画には。そこはどのように活用されるのですか。策定されるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

今のご質問については教育委員会サイドの責任の問題だというふうに思いますのでお答えさせていただきますけれども、災害対策マニュアルというふうなことで申しますと、これまでどちらかという事があった後どうするかという、その部分に特化しているというか、そういう形であったろうというふうに思って、これは反省点でありますけれども、先ほど議員がおっしゃるように、タイムラインの考え方というのは予測、予知の段階から起きた後の事後の対応というふうなことまで計画を立てなければならないと。特に全国でいろんなタイムラインを計画している、策定しているところがあると思いますが、県内も特に沿岸地区を中心にして先進的にもうつくり上げているところもあるというふうに受けとめております。その中では、例えば2日前から3日後までというふうな形で、誰がいつ何をやるかというふうなことを、発達段階にもよりますけれども、子供も交えた形で計画づくりをするというふうなところもあるというふうに受けとめております。

例えば岩泉町は、何年前でしょうか、大洪水があったわけでありますが、その後に県、県教委とそれから岩手大学防災研究センター、そして町、町教育委員会、それらが協定を結んで、各学校ごとのタイムラインづくりをしてきたというふうなことも聞いております。残念ながら本町ではそこまで至っていないわけで、今後、大変遅い形なわけですが、そういった形で、まず教職員、教育委員会職員も含めた研修をして、どういうふうなつくり方をするのかということから学ぶところから始めなければならないのではないかと、そんなふうに思っておりました。

それから、県の対応指針の中には、例えば避難所としての対応とか、それから教育活動再開への対応とか、そういったものも含まれて述べられているわけでありまして。その部分についてはま

さにこれからだなというふうに思っています。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

教育長自身、いわゆる学校版タイムラインの必要性といいますか、重要性といいますか、それを十二分に認識をされておられる答弁をいただきました。既に県内でも岩泉町などでは、あの台風14号の被災を契機にしてそうした取り組みが進められているというお話も伺いました。

いわゆるこの学校におけるタイムラインが注目をされた大きな要因というのは、教育長もご存じのように、茨城県常総市のあの洪水なのですね。その後、常総市では授業の一環として、このタイムライン、マイタイムラインのあり方を用いて子供たちに防災教育をしているのです。我々といいますか、本町においても、やっぱりそういう先駆的なところはぜひ見習うべきだと思うのです。

それで、私、非常に不思議に思うのはね、この地域防災計画を全て目を通して見ると、タイムラインが必要だというふうに述べてあるところが1カ所あるのです。1カ所だけある。それはどういうところにあるかということ、雪害の発生直前対策の中でわずか1行、タイムラインをつくることを検討すると書いてあるのです。なぜそこだけがつくる必要があって、よそはないのかというのが摩訶不思議ではないのでありますが。

いずれ5月17日に東京都が都としてマイタイムラインを設けるということを公表しました。マスコミ報道されましたから、ご覧になった方もあると思います。その中では、6月中旬以降、タイムラインの作成ツールについても提供するというふうに書いてあります。ぜひそうした先駆的な自治体の取り組みを参考にしながら、本町においてもですね、住民の安全確保のために汗を流していただきたいというふうに思います。

4分しかございませんから次にいきます。

子どもの人権SOSミニレターについて伺いをします。

教育長、饒舌ですから端的にお答えをいただきたいと思うのですが、先ほどの答弁の中でですね、学校の先生が直接目にするということはないというふうに答えられました。私は奇異に思ったのですが、よくよく考えてみるとね、これはミニレターで法務局や人権擁護委員会に報告をされた内容を目にするということはないという理解ですよね。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

このミニレターの取り組みというのは、多分10年以上歴史があるだろうと思います。

（「17年間」の声あり）

教育長（岩淵実君）

そうですか、失礼しました。私が現役のころにもあったように覚えております。これが最近またクローズアップされたのは、千葉県の野田の女の子が虐待死をした。あのときに子供のアンケート

一トが親の、恐喝めいた形で教育委員会に話をし、そして開示させて、そのことが、うちに帰って子供がまた虐待を強くされるところにつながったのではないかというふうなことで、子供が誰の目にも触れない形で法務局にお手紙を出して、そして法務局のほうでそれに対してお返事をするというようなことで、幾らかでも解決にというふうな、そういうふうなことを再度PRしたことであろうというふうに思います。

私が覚えているのでは、子供が法務局、岩手県の場合は盛岡です。そこに届いたものは各支部に転送されます。ここだと水沢に法務局が統括しましたので、そこに届きます。その中で、人権擁護委員等が手分けをしてその返事を書く人を決めます。そしてお返事を書くわけですが、長くなりますが、例えば1年生が悪口をされたとか、それから中3がSNSでいじめに遭うとか、すごく幅が広いわけです。その答え方というのはすごく難しいと同時に、誰々にそれは明らかにされない形でお返事をするというふうな格好になっているというふうに思います。そういう意味で、例えば教育委員会も知りませんし、学校の担任も知らない。情報提供をということで人権擁護委員からお話がある場合があるというふうには聞いておりますが、そんなふうになっていると、システム上はそうだということであります。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

端的に私も質問します。いわゆるですね、さっきの答弁を聞いていますとね、学校や教育委員会がこの内容は直接把握したりすることはないのだというふうに、ばさっと切り捨てたような答弁をしているわけですよ。私はそうではなくてね、学校におけるいじめ、校内におけるいじめ、あるいは暴力行為、そういったものが申告、情報提供されれば、人権擁護委員会などを通じて当該の学校に対する調査が入るわけです。そうすると、そんな知るよしはないとかですね、調査したりする性格のものではないというものではないのです。ここはしっかり受けとめていただいて、幸いにもそういう答弁をしたということは、本町ではね、そういう事案がなかったということですから、喜ばしいのだろうというふうに思うのですが。きのうも不登校の児童生徒についての答弁がされました。先ほど教育長が言われた千葉の事件でもって、改めてこの取り扱いを再徹底しろということで新たな配布方法も指示されましたので、ぜひ学校においてもそれが徹底されるように求めまして、私の質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時20分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

先ほどの高橋伸二議員からの一般質問に対し、岩淵総務課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

先ほどの高橋伸二議員からのご質問の中の避難確保計画の策定の期日でございましたけれども、これにつきましては2021年12月までというふうな記載でございますので、年度ではなく12月までに作成を義務づけられているものでございます。

それから、避難行動要支援者施設の中で、浸水想定区域または土砂災害警戒区域内にある老人福祉施設等の施設でございますけれども、これにつきましては、水防法に定めてある施設につきましては、この15施設の中の、浸水想定区域と、それから土砂災害警戒区域の中に設置されている7施設が該当するものでございますので、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、引き続き一般質問を行います。

通告8番、阿部圭二議員、登壇質問願います。

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

通告8番、阿部圭二です。短時間ですので、ぜひご協力よろしく申し上げます。

それでは、通告どおり質問させていただきます。

小学校への冷房設置について。説明では小中学校への冷房設置が遅れるということだが、状況はどうなっているのか。

それからもう1点、小規模工事登録制度の創設について。町が発注する工事、主に修繕・改善について、一定額以下のものは入札によらずに、あらかじめ登録していた中小業者に随意契約で発注する小規模工事登録制度を創設すべきではないか。

この2点についてよろしく申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

小規模工事登録制度の創設についてのご質問の、町が発注する工事、主に修繕・改善について、一定額以下のものは入札によらずに、あらかじめ登録していた中小業者に随意契約で発注する小規模工事登録制度を創設すべきではないかのご質問にお答えをいたします。

小規模工事希望者登録制度は、入札参加資格のない中小業者を登録し、自治体が発注する小規模な工事、修繕などの受注機会を拡大する制度で、県内他市町村でも導入事例があり、地域経済への活性化にもつながっていることは議員ご承知のとおりであります。

平泉町においては、町財務規則第127条において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、予定価格の限度額を定め、その範囲内で随意契約により工事、修繕等を発注しております。この随意契約における業者選定に当たっては、当該工事の規模や難易度、設備等に対する技術及び専門知識や業務内容に精通していることなどを総合的に勘案し、入札参加資格の有無にかかわらず業者選定をしていることから、今後も引き続き中小企業の受注機会の確保に努めてまいります。

私からは以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

小中学校の冷房設置についてのご質問にお答えをいたします。

小中学校への冷房設置が遅れるということだがその現状はということではありますが、当初は今年度夏までに空調設備の設置を目指していたところではありますが、国の交付金制度により、全国の自治体が一斉にエアコン整備に乗り出したことに伴い、設計業界においては設計業務が膨大となり、当町においても見込んでいた設計業務期間よりも延長となり、設計業務の完了が6月下旬となっているところでもあります。設置工事に係る工期につきましては約六、七カ月見込まれ、本年夏までの整備は困難となっております。

なお、今後スケジュールといたしましては、設置工事に係る入札を7月に予定し、受注業者が決まり次第、学校側と調整し、詳細な工事スケジュールを決定し年度内の完成を目指すものでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

それでは、順番に再質問のほうをさせていただきます。

もう既に暑いのですけれども、冷房設置のほうの工事についてですけれども、これからことしの夏はまた暑いまま過ごすということになるわけですから、子供たちを暑さから守るための最大限の努力をしてほしいなと思うわけです。

それで、熱中症指数計W B G Tの配置はされているのかという部分をまず最初にお聞きしたいのですけれども。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

W B G Tですか、熱中症指数表示というところですが、全教室というところではないのですが、保健室のほうには配置をしながら健康管理に努めているというところがございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

各学校に1つぐらいはせめて、できれば役場のほうの予算で何とかつけていただきたいと思いますというものであります。

入札が7月で工期が六、七カ月となると、多分年度内いっぱいになるかなと思うのです。そうすると、ぎりぎりの工事となって子供たちと下手すると接触する場合も多々あると思うので、そういう場合、安全に注意してぜひやっていただきたいと思いますということで申し上げて、冷房設置については終わりにさせていただきたいと思います。

それでは、小規模工事登録制度のほうの創設についてなのですけれども、役場で行っている随意契約は何かいつも同じところばかりだと疑問に思う人も多々いるようでありまして、問題があるような選定をしているとは思いませんけれども、誤解を招かないためにも、小規模工事登録制度はとても有効だと思うわけです。

また、多くの自治体は工事金額を50万以下というところが多いのですけれども、工事の規模とか難易度という部分も結構話されておりましたけれども、多くの設備も必要とするような工事ではなく、入札参加資格の有無も多少あるにしても、そんなに厳しくないと思われまます。そして選定に際しても簡単なものとなっているようなので、その部分において、この50万前後の工事について、平泉町ではどのような形で随意契約を結んでいるのか、お聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

当町の工事、製造等の請負等に関する随意契約の方法でございますけれども、財務規則の中に規定されてございまして、上限額130万円を超えないものにつきましては随意契約を実施してよいというふうになってございますので、この額未満のものについては、もちろん町内優先でございまして、町内に該当する業者がない場合は町外ということもあり得るのでございますが、町内の小規模の請負をなさっている一人親方のような方々にお問い合わせの機会が多くなっている状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

いろんな部分でいろんな方というふうな工事というのはなかなかいかないわけですが、昨年ですけれども、岡山県で行われた小規模企業事業者実態アンケート調査というのがありまして、2017年度版の調査なのでございますけれども、9月から12月、356事業者からの回答なのでございますけれども、5年前に比べるともうけが減っている、これが53%と過半数を占めていまして、従業員ゼロ人以下の事業者、自分でやっている事業者ですけれども、74.6%の方はとても苦しく大変だというような部分、そして従業員1人から4人で61.6%、6割の方が非常に苦しいと。小規模であるほど厳しさが際立っているというのがこの実態だと思うのですけれども、そして転嫁し切れずに

税金を身銭を切って払わざるを得ない、消費税とか国保税、さらには赤字でも納付が迫られたりするわけなのですけれども、そういう部分で結構苦しい建設業者、一般の業者もそうですけれども、仕事を増やす具体的な手だてというのはどのようなことを考えているのかお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

小規模事業者に対する仕事、受注機会の増というようなことでの質問ではございますけれども、現在ですね、当町としてそのような方々への受注機会が多くなるような形での対応はしているところではございません。ただ、今その建設工事であるとか建築工事につきましては、それぞれ登録制をとっておりまして、AからDクラスまでのクラス分け、その請負金額、設定金額によってクラス分けがされているわけでございますけれども、この中のDのクラスに登録していただければ、入札行為のほうにも参加できるというようなことになってございます。ただ、その参加資格につきましては、今、平泉町は特別な規定というか、県に準じたような規定を設けてございますので、県に入札参加指名願いを出すような形での書類の整備等が必要になってくるというようなところが、ちょっと個人経営の方には厳しいところかなというふうに思っておりますけれども、今現在ではそういう中で、D登録なりにしていただくことによって受注機会を得るといったことは可能になっているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

つい最近ですけれども、小規模企業振興条例ですか、一応動き出したわけですが、これの具体策としては、一般的にはですけれども、店舗のリフォーム、住宅リフォーム、それに付随して公契約条例なども多分上がると思うのですけれども、それによって外需の依存ではなくて地域内での仕事や資金を回っていくような循環を図ると、内発的発展を遂げると、地域経済の活性化、持続可能な地域づくりを目指すという部分で多分、小規模企業振興条例自体も策定されたと思うのでありますけれども、決まったばかりではありますけれども、具体策みたいなのは持っておりますでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

具体的な対応策、施策については今現在では持っておりません。新総合計画を策定する際には、その中で盛り込むような形で検討をさせていただきたいというふうには考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

なかなかできたばかりでもありますし、基本的に小規模企業振興条例自体をつくるのはとても簡単な部分ではあると思うのですけれども、具体策をつくるというのはとても難しい部分だと思われるのです。そういう部分でも、ちょっと私が出している、そういう小規模工事登録制度みたいな部分というのはとても有効な部分だと思うのです。

そこで、参考になればと思うのでありますけれども、18年3月に全国商工新聞が行った調査で、17年度にリフォーム助成制度を実施している自治体が573自治体ありまして、リニューアル助成は107自治体実施されています。前回16年度の調査に比較して、リフォーム助成は30自治体減少しました。これは平泉町もそうですけれども、結構苦しいときにリフォーム助成を行ったという自治体が結構、建設業者の仕事がない、そういう部分での仕事確保のための自治体が30自治体、平泉町もその一つに入るのかなと思いますけれども、それで減少したというのがあります。それで、リニューアル助成、55自治体からほぼ倍増して、先ほど言いました107自治体になったわけですが、初めて調査した空き店舗対策も同じ107自治体で実施されております。中小企業の小規模振興条例は先日できたばかりのですけれども、407自治体で制定されております。これから察すると、かなりやっぱり振興策にどこの市町村でも踏み出しているというのが多分わかると思うのです。

小規模振興条例が平泉町も検討ではなくつくったものですが、犬山市の産業振興条例の審議にかかわってきた名城大学の井内尚樹教授は、全国で400もの条例ができていて、先ほども言いましたけれども、つくること自体はAI、人工知能でもできると、でも問題は地域内経済の好循環をどうつくるかというのは多分これから、先ほどもどんな形では言っていました、とても難しいことになると思うのです。

振興会議で議論を深めることが肝心でありますけれども、地域から富の流出というか、地域の循環ですか、つくり出すことがとても有効だと思うのです。その中で、今回出した小規模工事登録制度、とても好循環をもたらす制度だと。それから、以前あったリフォーム助成制度ですか、これも循環する経済をつくるための策としてリフォームの助成もつくるべきだと訴えたいわけです。そのためにもなかなか大変な部分だと思いますけれども、こういう形でつくっていただきたいと思うわけでありまして、どうですか、小規模工事登録制度自体はとてもいい制度だと思うのですが、最後に、つくれないでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

いずれ登録制度ということになれば、何らかの申請書類等の提出をやっぴりいただかなければならないというふうには考えてございます。いずれ一人親方的な事業主さんが町内には何人いらっしゃるか、ちょっとまだ把握してございませんけれども、その方々が全て出していただけるのであれば、それはそれにこしたことはないのですけれども、出さない方への受注の機会が減るといようなことも懸念されますので、いずれその辺については大変、十分内容を精査検討しなければならないような内容ではないかなというふうに思っておりますけれども、いずれ今後の検



討課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

隣の一関市でもつくっているのですが、つくること自体は簡単なのでありますけれども、その後のやっぱり入ってこないと、先ほど総務課長が言いました部分というのは結構大変な部分らしくて、なかなか難しい部分というはお聞きしております。どこでもですけれども、簡略な制度をつくるために結構努力しておりますので、余り普通の随意契約のような形ではなくて、簡略化したような契約内容となっておりますので、ぜひ、400自治体やっておりますので、検討しながら進んでいただきたいと思います。

以上で質問のほうは終わらせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

引き続き行います。

通告9番、三枚山光裕議員、登壇質問願います。

4番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

それでは、通告9番、日本共産党の三枚山光裕でございます。通告に従って質問をいたします。私の質問は4つの項目でございます。

1つ目の質問は、国保税の引き下げについてです。

国保税の最高限度額が3万円引き上げられました。今回の限度額引き上げは比較的収入の多い層に国保の負担増を求めたものであります。一般的に医療費が上がり、被保険者全体の収入は下がるという国保の構造的問題の中では、被保険者の誰かが負担しなければならないという状況は変わりません。

そもそも国保に加入している平均的世帯では、国保税の負担額がサラリーマンの健康保険の、協会けんぽなどでありますけれども、2倍という場合もあると言われております。既に負担は限界を超えています。国保税は引き下げこそが必要だと思います。全国知事会、全国町村長会などが求めている1兆円の財政負担がまだ実現しない中では、町独自で国保の基金や繰越金の活用や一般会計からの繰り入れも検討して引き下げるべきだと思います。いかがか伺います。

質問の2つ目は、保育料の無償化についてです。

国はことしの10月から幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料を無償化し、財源は消費税増税としています。しかし、公立保育所、公立幼稚園等、平泉町も該当するわけですが、財政支援はないと言われております。今の方針が実施されるなら、町の財政負担はどのようになるのか伺います。

質問の3つ目は、消防屯所へのトイレの設置についてです。

町内の消防屯所にはトイレのないところがあります。今日の社会生活を考えると、トイレの設

置は必要と考えますが、町の考えを伺います。

4つ目は、学童保育の指導員の基準見直しについてです。

国会で審議中の地方分権改革法の中には、学童保育の職員配置基準の見直しが議論されています。法案成立となった場合の町内の学童の対応はどうなるのか伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

国保税の引き下げについてのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険は、加入者が自営業、農業者、年金生活者などのほか、会社を解雇された方や非正規雇用の方で構成され、国民皆保険制度を維持する上で、生活保護受給を除き、社会保険などに加入されていない全ての方々を受け入れる最終的な受け皿となる医療保険であります。

平成23年度から平成24年度にかけて、当町の国保会計の実質単年度収支は赤字が続き、その対策として、国保財政調整基金からの取り崩しで運営してきましたが、平成24年度には基金残高ゼロとなったところがございます。そのような中で、国保会計の健全な財政運営を図るために、平成25年度において税率改正を行っております。以降、医療費の抑制と保険税の徴収の向上に努めたことにより、単年度収支において余剰金ができ、財政調整基金に積み立てを行い、国保会計の財政運営の安定に努めてまいりました。

国保税の引き下げにつきましては、昨年4月から始まりました新国保制度における保険料率の統一化の状況や、年度ごとの保険給付費や国保事業費納付金の維持を把握しながら、来年度以降の改正に向けた検討をしまいたいと考えております。

保育料の無償化についてのご質問にお答えをいたします。

保育料の無償化につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律において、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため実施されるものです。

令和元年10月から、幼稚園、保育所等に利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの保育料を無償化、またゼロ歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象に無償化となります。財源負担につきましては、公立施設の場合、町が10割負担することとなりますが、今年度に限り、無償化とした保育料について子ども・子育て支援臨時交付金が交付されることになっております。

次に、消防屯所へのトイレの設置についてのご質問の、町内の消防屯所にはトイレのないところもある、今日の社会生活を考えるとトイレの設置は必要と考えるが町の考えを伺うのご質問にお答えをいたします。

現在、町内には9つの分団に計13カ所の屯所がございます。このうち1カ所につきましては車庫のみの施設であり、詰所としての機能を持った屯所といたしましては、それを除く12カ所とな

ります。このうち、議員質問にありますトイレのない屯所につきましては、車庫のみの施設を除いた12カ所のうち、旧小島小学校跡に隣接している第8分団屯所の1カ所となっております。

トイレの設置につきましては、地域消防の拠点、消防団員の処遇改善などの観点から必要と考えており、今後設置に向けて検討を進めてまいります。

次に、学童保育の指導員の基準見直しについてのご質問にお答えをいたします。

学童保育の指導員の基準見直しにつきましては、学童保育の運営基準の緩和を盛り込んだ地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案が、衆議院地方創生特別委員会で可決されております。

現行では2人以上の放課後児童支援員であって、都道府県知事が行う研修を終了した者を配置し、そのうち1人は補助員にかえることができると定めております。この法案では、放課後児童健全育成事業に従事する者及び員数について、国で一律に定める従うべき基準を、地域の実情に応じ市町村が条例を定めることが可能な参酌すべき基準に見直しを行うものであり、支援員の人数や資格の有無について町の裁量で定めることができることになり、令和2年4月1日が施行日となっております。

町としては、子供の健全な育成と遊び及び生活支援を行っていくことが放課後児童クラブの役割であることを念頭に入れ、運営基準の見直しにつきましては、放課後児童クラブ等の関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

それでは、2回目以降ということで、まず、今答弁にもありましたように、町としても国保の安定的運営に努めてきたというふうに、私もそう思います。役場も、職員の皆さんも町長も、努力してきたのだと思います。だからこそ、都道府県統一ということになったわけですけれども、その統一後の岩手が示した2018年度、2019年度、去年、ことしですけれども、2年続けて県が示した岩手県の1人当たりの保険税額が一番低いということになったのだと思います。もちろんこれは、それがそのまま町の中で、いわゆる調定額、賦課金になったわけではないわけですけれども。

それで、答弁の中では、来年度以降、改正に向けた検討をしたいとありました。つまり来年度以降ということですから、以降ということは来年度も入るのだろうということだと思うのですが。そういう受けとめです。そこで、来年度以降というような長いスタンスではなくて、できれば来年度から引き下げができるように、少しこれまでの議論も含めて、議論をさらに重ねていきたいと思っております。

新年度から国保税の限度額が3万円引き上げられて61万円となったわけですが、そういう点でも、国保をめぐる状況というのは4月、また変わったということです。

最終的な受け皿となる医療保険という答弁もありまして、本当にそのとおりだと、最終的受け

皿ということですから、非正規の方とか収入の低い方々、商売されている方、農家の方など、これらの人が医療を受ける、場合によっては命にかかわる、命を守るという大切なまさに受け皿だというふうに思います。

その上で、この最終的受け皿、医療を受ける人、この場合被保険者という言い方でしょうか、将来の国保の運営はもちろんなのですけれども、将来の保険料、負担がどうなるかというのが非常に大切、負担する側とすればこの間でも高く払えない国保税というふうに私にも言ってきたわけですが、そういうわけで、そこで伺いたいのですけれども、国は内閣官房、内閣府、財務省、厚生労働省の連名になっていましたが、社会保障の将来の見通しを示しています。その中で国保税について、基準が2018年、そして2025年、2040年という長いスタンスでこの負担状況どうなるだろうかということを示しています。保険料、被保険者の負担がこの中では増えるというふうになっています。

こういう点で、町としての被保険者の負担がどうなるかという点での町の認識はどういうふう  
に今後のことを考えていますか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今、議員のお話ありました内閣官房、内閣府、財務省、厚生労働省のほうで、その医療等健康保険税の2025年、2040年のこのくらい伸びますよという数値がございますので、その数値をお示しして、平泉町もそういう形になるのではないかとということでお話をしたいと思います。

これは国の基準でございますけれども、2018年度におきましては、1人当たり、これ月額でございますが、一応国では7,400円、2018年が7,400円と考えておりますし、2040年、これは22年後でございますが、これはいろんな計算の仕方があるようでございますが、1,000円から1,200円アップの大体8,400円から8,600円上がりますよという見込みを立てているようでございますので、当町としましても、この国の基準どおりとはいきませんが、これと見合った保険料の増額が見込まれるのではないかと想定してございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

2040年を見据えた社会保障の将来見通し、議論の素材と括弧でなっていて、平成30年5月21日付で出た内容です。いずれ高い想定、経済成長、これも実際どうなるかわからない今の経済状況の中で、経済の伸びた場合はそんなに上がらないよというようなことにもなっているわけですが、大体1,000円、大きいところから、あるいは1,200円上がるということになると、やはり3人家族なら、2018年が来て、ことしはあと6年後となると3万2,400円上がる。2040円ということしからは21年後なりますけれども、その場合は今度は3万6,000円、さらに、2018年と比べて高くなるということです。内容については。

今答弁ありましたように、国も町も見通しは同じで、今後も上がるのだと。それは国保制度の

構造的な問題から来ているわけです。であれば、本当に今でも、繰り返し繰り返し言っていますけれども、高過ぎる国保税、やっぱりどこかで誰かといいますか、手だてを講じなければ大変だと考えるわけです。

それで、最初に限度額61万円になりました。超える世帯というのは、まだ計算の途中だというふうに考えていますが、去年おととしの、もともとは、ところから計算しなくてはいけないのかと思うのですけれども、どのぐらいあるのか伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

萩山税務課長。

税務課長（萩山義浩君）

限度額世帯の数ということでございますが、ことしの6月現在の被保険者に対しまして、前年の所得で前の率とことしの率を掛けて算出したもので、平成30年には超過世帯が8世帯でございますが、限度額が61万とかに上がったということで、令和元年では1世帯減って7世帯、1世帯減るという試算でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

それでは、その8世帯から7世帯になるだろうと、推計ですけれども。金額的にはそのぐらいの最高61万円という限度額を負担しなければならない方の収入というのはどのくらいなっているか、それはわかりますか。

議長（佐藤孝悟君）

萩山税務課長。

税務課長（萩山義浩君）

各世帯の収入につきましては、個々の世帯の被保険者の構成によって違いますので、額が幾らと、幾らの所得があれば限度額を超えるというのは出ません。ただ、今回1世帯減ったということは、この1世帯の方が58万から61万、算出した保険税で58万から61万の間にいた世帯が1世帯減ったというふうに捉えております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

当然、資産の関係もあったり、資産割というのがありますから、いろいろなかなか単純なことではないのだろうと。

ここで私もいろいろ計算を、いろんな計算をしてみました。それで、先ほどの限度額を超える世帯というのは6件、そのほかに今度は後期高齢者、支援金とそれから介護の分もかかるということで、そうすると90万とかそうなるのだろうと思うのです。いろいろやると、それこそ今、例えば車を買おうと5年ローン、7年ローンとなると。協会けんぽなどと比べて、その差額の分で5年、7年でもう簡単に車が1台買えると。100万、200万のね。200万を超えるんですね、たしか

それ。ということになるくらい、やはり国保の中でも最高限度額を超える納入をしている方は、協会けんぽなどとの差というのはそんなにあるのだということを計算しているわけです。

そこでもう一つ、もうちょっとこの間、全国的な数字でいろいろ国民健康保険が高いのだということを言ってきましたが、月収43万2,700円というので計算してみました。これは何かというと、町の職員の号給の一番高いところなのです。それが皆さんもらっているとか単純なことではなくて、あくまで、これが高いとかというふうに私思いませんし、町職員の皆さんももっともらってもいいのではないかと率直に私は思っています。ただ、あくまで平泉町内でどういうふうに差が出るのかということで計算している。その金額を使ったということであります。

協会けんぽ、それから、多分職員の皆さんは市町村のやつで、共済というのか、あると思うのですけれども、それで、誰も比べたことはないと思いますし、なかなか協会けんぽなどの皆さんは、国保税がどうだということをそうそう関心を持ったりすることというのもないのだらうと思うのです。それで、いろいろ所得割、均等割、平等割など、いろんな計算をしてみたのですけれども、そうするとですね、43万何がしという年収520万ぐらいになるのです。ボーナスなんか入っていないと。そうすると、国保の場合は月額にすると3万8,719円。協会けんぽだと2万5,366円。組合の関係、職員の方だと2万2,920円で、国保と比べて協会けんぽで1.5倍、組合の関係でいうと約1.7倍というふうになります。

年間これ積み重なっていくと、国保は46万4,628円なのですが、協会けんぽは30万4,392円で、16万ちょっと差がある。組合の方は27万5,088円で18万9,540円、19万ぐらいあるということです。このぐらいうっぱり差があるのですよ。

どうでしょうか。この国保と協会けんぽなどとの差というのは、高過ぎると思いますか思いませんか。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

協会けんぽと国保の保険料が1.5倍から1.7倍ある、高過ぎるのではないかというご質問でございますが、協会けんぽとあとは国保の制度そのものが違いますので、これは比較することができないものでございますので、高いか低いかについては今この場ではコメントできません。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

前もそのような答弁あったというふうに記憶しております。制度が違っていると、前もたしか言っていました。要はやはり所得に対する負担の割合の問題ですから、そのぐらいうちと。やっぱり高く、とりわけ収入が低い人が入っている国保でありますから、大変高いのだと思うわけでありませぬ。

国保の引き下げということを何度も申し上げてきましたけれども、やはりこの高い国保税の問題を解決する手段、引き下げなのです。これは国がどんどんこの国保への出すお金を減らして

きたということも、何月かの議会で取り上げましたけれども、やはり国が応分の責任を果たすということが必要だと。1兆円ということで全国知事会なり市町村長会でも求めてきたという話もされてきました。1兆円投入すると、平等割とかああいったことの分がちょっとそこでカバーできて、さっき言った協会けんぽ、組合健保と同じくらいになるという、それが1兆円ということなのです。

これ何度も町長にも言ってきたし、この議論といいますか、国との知事会なり町村長会との、要求しているわけですが、今どういうふうになっているのかというのをもしわかりましたら伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

知事会が国に対して、2014年ごろかと思ったのですけれども、1兆円の国保に対しての金額を財政負担してくれないかということはお話はしているようでございますが、現時点でそういった要望が出ているかというのは把握はしてはございません。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれまだ国はそのことに、もちろん先ほどの内閣府とか何かの中でも、いずれ国としてもそれなりの手当てといいますか、財政的にも当然増やしていくわけなのですけれども、そのまだ1兆円の問題については、全国的な要求あるのですけれども、まだだということなのです。そうすると現状のまま続くということになります。

しかしながら、先ほど来言っているように、そんなに高い国保税で、やっぱり幾らでも引き下げることが必要、現状を放置するわけにはいかないと思います。それこそが国が何もやらないといえますか、そういうときに何か手だてを打つのが自治体の仕事だというふうに思います。

私の頭では方法は2つあるのかなと。国がやらない中で、1つはいわゆる法定外繰り入れということで、一般会計からの繰り入れということで、これはなかなかできないのだということも担当課で話をしたこともありました。今、岩手県内でこのいわゆる法定外繰り入れをしている自治体は幾つあるか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

法定外繰り入れをしている市町村はあるとは聞いておりますが、確認はしておりますが、何市町村あるかというのは今把握はしてございません。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

今、県内ではこの間ですね、その年によっても違ったりしているわけですがけれども、これは平成25年度以降、29年度までの資料を私持っていますが、この5年間合わせると、33市町村のうち19市町村がこの法定外繰り入れをしております。ですから約6割近くということが、この一般会計の繰り入れを行っているわけであります。

しかし、これもさっき言った議論もありましたけれども、その前に基金と繰入金があるわけですから、一般会計からの繰り入れをしなくても、基金の繰り入れを使うことができるわけです。それでこの間、いろいろできない理由を何度か言われてきました。いわゆる都道府県化になって保険料の統一ということも課題になって、今は大阪府ぐらいかなと思うのです。これは岩手県の場合、いつ統一されるのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

岩手県の保険税率の統一化につきましては、まだ県のほうからは正式に示されておきませんが、5年10年というスパンの中で統一化されるのではないかと予測されます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

県ではまだそういった方向は全く白紙と申しますか、全くわからないというような見通しなのです。だから、統一化、どういう保険料になるかわからないのだという議論の中では、これはいつだかわからないわけですから、そんなこといつまで言っていてもしようがないのだと思うのですよ。実際、例えば統一になると、いつかわかりませんが、統一になったら平泉町の保険料は上がるのでしょうか、下がるのでしょうか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

県の統一化なった場合の保険の仕組みにつきましては、今、平泉町では4方式でやっていますが、統一になった場合は3方式になってございますので、所得割のほうのウエートが高くなってございますので、ということが実情でございますが、実際これを今の税額と、統一になったときの税額を比較したことは今のところしておりませんので、ちょっと今のところ、現時点では高くなるか低くなるかはちょっと予測できません。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれ、最初のほうに2018年度、2019年度の県が示した1人当たりという話をしましたが、最初の年で平成30年度は県が示したのは7万5,369円で、2019年度はさらに下がって7万1,016円。これが両方とも岩手県で一番低い。というのは、医療費と平泉でこの間このくらいかかっていた



ということを根拠に、平泉の分はこれくらいねと出した。一番33自治体の中で低い。高いところは11万とかそういうところもあるわけですよ。だとすると、この間、激変緩和とかいろいろ震災の関係でも、いろんなことでありましたけれども、そうすると、どう考えても統一化されたら平泉は上がるということだと思えるのですよ。どうでしょうか、違いますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほど述べましたとおり、統一化なったときに、では平泉町が上がるのか下がるのかというのは、まだ試算しておりませんので把握はできないということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれ試算もしていないしということでありまして、明らかに上がることははっきりしているわけですよ。ということは、やっぱりいつ統一化がされるかわからないということも繰り返し言われています。そうすると、統一化、保険料に、やっぱり明確に反対、これは賛成できない、なぜなら保険料上がるわけですから。

先ほど冒頭にも言ったように、役場が、職員の皆さんが町長が、いろんな努力をされ、たしか3月議会でもいろいろ、今度は予防策ですね、また新しい政策を実施するということになっていました。そういった努力をしてきて医療費が安く抑えられ、保険料もそれなりに抑えてきたということを考えると、やはり大事なものは、今この統一化にやっぱり反対の立場をとるということだと思えるのですよ。なぜなら、統一されれば値上げになるということなのですよ。そういうことではないかと思えます。

もともと基金、繰越金は国保の被保険者が出してきたものでありますから、今今、平成24年、値上げをして、今何とかいろいろ苦勞して運営しているのだという話になりましたけれども、今医療費も下がってきてということを考えると、やはりもともと被保険者が納めたものですから、とりあえず返す。全部返せとはこれまでも言ってきませんでした。一部で、そして引き下げをしてということがいいのではないかなと、すべきだというふうに思いますがいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

財政調整基金につきましては、協会けんぽ並みとは言いませんが、短期的に保険税を下げる手段とはなりません。あとは、年度ごとの県に納める保険給付費や、あとは国保事業納付金の推移等を把握しながら、町長の答弁にもありましたが、来年度以降の改正に向けた基金を取り崩しての、本当に税率が下げられるかと、今後の見通しも立てながら、改正に向けた検討をしていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いろいろ言いましたけれども、とにかく努力はさらに加速をさせていただいて、いろいろご苦労も多いと思うし、心配なこともいっぱいあると思うのですけれども、重ねて国保税の引き下げ努力をしていただくということで、次の問題に移りたいと思います。

まず保育料の件であります。私が議員になった年、2016年6月会議で初めて一般質問だったのですが、実はそのときの質問の一つが当町の保育料の無料化と私、そういうふうに言っている自治体もありました。その年の4月に、同時入所の2人目が所得制限なしの半額に軽減されました。町が500万円独自に手当をしたということでありました。これも国の基準を上回っての努力でしたので、私も歓迎といいますか、評価をしまして、さらに2人目無料化へという、全額ではなくて当時は2人目の無料化というふうに私言っていたのだと、実は今回質問してみてわかったのですが、いずれにせよそういうことで町もやって努力もしてきたわけです。

全国に先駆けて完全無料化を実施した西伊豆町に私、行ってまいりました。ここは給食費も含めて、当時で高校生の医療費の無料化もやっていましたが、なかなか小さい平泉と比べて地理的な条件、西伊豆ですから、駿河湾というのですか、非常に山合いの町で、ここは違って大変なのだろうなと思ったのですが、増えはしないと、3年たって。だけれども喜ばれているし、減りはしないとといいますか、そういったことになっているのかなというふういきょうお聞きしました。

いずれそういったことも考えると、無料化、無償化というのは基本的には歓迎すべきだとは考えています。そして、少子化の中でも有効な手段の一つであるというふうにも思います。

ただ、今度のこの国による無償化なのですけれども、答弁あったように町は10、来年度からですね、結局全部出さなくてははいけない。歓迎なのだけれども、出さなくてははいけないから反対というふうには、単純なことを言っているわけではありませんけれども、そうすると、この新たな国の進める無償化のもとで、平泉町としてはどのぐらいの予算が必要なのか。どうやって捻出するかということもあるのでしょうけれども、その辺については幾らかかるのか伺います。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今年度でお話ししますと、10月以降に保育料が無償化になる分につきましては720万ほどありますので、これが1年間分といいますと大体1,400万から1,500万でございますので、この分が町の持ち出しになるかと考えてございます。

議 長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

ということで、やっぱり町にとってはなかなか、ではどういうところからそのお金を出すのかということで、いろんなことを考えなければいけない。これはこれでまた新たな苦労だと思うのです。

実際、子育て支援というふうに国では言っているのですけれども、結局消費税増税の口実ですよ。町としていろんな角度からいろんな政策、高齢者福祉なり子育て支援なり検討して、いろんな角度から検討した上で、国の支援がなくてもここはやろうではないかというのだったらわかるのですよね。町の自主性もあるだろう、そういった努力って本当に大事な観点だというふうに思うのです。ただ、いわば国からの押しつけで、では子育て世代にとって、確かに町の負担は増えるけれども、いわゆる無料化になってどうなのだという事なのですよ。

1つは、やっぱり国に対して、今年10月からの半年分はとあったのですが、それ以降について、やはり国に対してちゃんと手だてをしないと、財政支援を求めるべきだと思うのですよ。この点ではいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

議員の、今回のこの改正について、先ほど課長も答弁しましたけれども、やはり限られた時期だけが国から財政措置あって、後は市町村が負担する、自治体が負担するということでは、当然私たちにとっては、無償化とはいいながら、本当に国にはその後のこともやっぱりきちっと手当てをしていただかないと、やはり自治体としても大変憂慮しているところであります。

岩手県の町村会においても、新年度予算と新たな国に対して要望活動あるわけでありましてけれども、そういった部分の手当てについてもやはり十分果たしていただけるように、先日理事会等でも確認させていただいたところでありますので、今後積極的に、特にその部分は子供を預ける方々は当然その恩恵は受けるわけですけれども、自治体がそういった負担を余儀なくされるということであれば、本当に何のためのそういう無償化なのかということも、やはり関係の自治体と手を組みながらやっていきたいと思えますし、また、国・県に対してもしっかりと要望をつないでいきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

今、青木町長の、本当に子育て支援の充実ということになるのか、この場などで、いろいろな場でここに力を入れていくということを言われて、今、町長に答弁を求めたわけではなかったのですが、そういう点では本当に、さすが力強いといえますか、答弁だったというふうに思います。引き続きそういう点では、本当に最大限の努力もここで払っていただいてというふうに思います。

実際、ではこの無料化ということなのですから、実際10%、10月から、になったとすると、1世帯8万円というふうに、消費税分の負担。赤ちゃんからお年寄りまで国民1人3万6,000円の負担増という試算があるのです。となると、無償化といっても実際は、保育料、安い人も高い人もいるわけですけれども、本当に恩恵にあずかるのかということが疑問なわけです。

そこで、平泉町の保育料、年額あるいは1カ月当たりか、最高、下はゼロだと思いますが、その辺は幾らになっているか伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

保育料につきましては、最低は議員おっしゃるとおりゼロ円でございますし、今、平泉町の中では最高額が3万1,000円の保育料をいただいているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

年間10万6,000円、1カ月8,800という話もあるのでありますが、やっぱり消費税は、さっき言ったとおり、1人当たり3万何がしというだけでなく、4月にたしかいろんな商品が値上がりしましたよね。それから6月もだったと。結局それだけでなく、しかもその値上げというのは、安倍総理とそして財界との関係で、10月になって消費が冷え込むとまずいからということで裏打ち合わせをして値上げを前倒しでやってきたという話も報道されています。そういったことを考えると、単に消費税だけでなく、もう便乗値上げみたいな値上げまでをされるということを考えて、やはり保育料無償化といっても、実際は消費税の負担、あるいは消費する中での負担は多いということが実態だというふうに思います。いずれそういったことも、やはり何となく無償化と言えばああいいなということになるけれども、実際はそういうことではないのだよということも、やはり町議会の場でも議論をしながら、町民の方々の理解も深める場になればというふうに取り上げたわけです。いずれ引き続き、子育ての充実のためには町長にも頑張っていただきたいと思います。

そこで次に移りたいと思いますが、8分団のトイレの設置についてであります。

改善が必要だと、設置に向けて検討を進めるというふうにありました。私もいろいろ消防団の方からも何度か言われていまして、ないときはどうするのですかみたいな話も、まあ大変だと、昔とは違うという話もありましたし、やっぱり大変だと思うのですよ。

実は、それでですね、検討するということですからいいわけですがけれども、今13ある屯所というのは、これちなみにふだん自由に使えるトイレというのはあるのか伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまのご質問、各屯所の中でのトイレということですね。

屯所内のトイレにつきましては、屋外というふうに……屋内が5カ所でございますし、それから公民館、隣接している公民館等に設置しているのが3カ所、簡易トイレが3カ所ということでございますので、屋外にあるのはその簡易トイレの3カ所が該当するものというふうに認識はしております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

何でそんな質問したかという、実は先月、外に私、いましたら、小学生がトイレ貸してくれと、よく勇気を出して言ったなと思ったのですが貸してセーフと。多分今、たしか社会生活って最初質問のところ言ったのだけれども、私が子供のころとは違うわけですね。だから、ああ、子供たちはその辺ではしないのだなと思ったわけです。

それで、もしこれは保安上、安全上の問題もあって、トイレを開放して使えるか、うちのほうだと小学校から帰ってきてちょうど真ん中辺になるか、旧小島小学校のあたりとか、うちのほうでもそういったことで、どうなのだろうということで聞いたわけです。うちのほうの公民館も実は外トイレあって、歩け歩けや何かのときには片づけて使えるのですが、今ちょっと物置状態になっている、これはまずいなということで、使えるようにしようというふうに相談をしているところですが、いずれにせよ、そんなこんな含めていろいろ検討してもらえればと思います。いずれこれはそういうことですので、お願いしたいということです。

それでは、学童について移りたいと思います。

結局、従来の国あるいは法律が従うべき基準ということで、必ずやらなければならないということから、参酌ということで、まずいろいろ相談して、できなければ仕方ないなというようなことになるという点では、後退、この法律で言えば後退。2015年につくって、法律、もう3年やそこらで方向転換ということになるのです。

関係機関と協議してという答弁だったと思いますが、そうすると、関係機関と協議ということですが、少なくとも現状からの後退はさせないという認識でよろしいでしょうか。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

この件につきましては、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、関係機関、放課後児童クラブ、あとは保護者会等々と協議をして、見直しのことにつきまして協議して決めていきたいと思っておりますので、今の段階ではこうするというところまではお話しできません。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれ私としては、まだ、たしか今、参議院で議論だというふうに認識しているのですが、先のことといえば先のことというふうになるわけです。ただ、やはり後退をさせないという、町としての覚悟というか立場を、本当は欲しかったわけでありませぬ。

いろいろお金の問題とか、ちょっと私細かいところはわかりませんが、今、指導員がなり手がいないとか、そういったことも理由にして、この2015年に決めたことを緩やかにする、そういった専門的知識がなくても、研修を受けなくても誰でも簡単に言えば指導員的な役割を果た

せるようにということで、今回の法ということになるようです。やっぱり必要なのは、指導員の社会的地位向上とか処遇の改善だというふうに思います。そうすると、必要な予算も出てくるということで、町にとってはなかなかそれもこれもではひどいということかもしれません。

今、子育て支援ということで、幼保一体化も含め、いわゆる就学前の子供たちを同じ立場で子育て支援をしようということでそうなってきた。となると、いわゆる学童、小学校に入っている児童たちも、いろんなやっぱり同じようにというか、その学童なんかでもやっぱり受け入れてやるのが大事ではないかというふうに私は考えています。家に誰かがいれば入れないとか、もちろん定員の問題もありますよ。とかあったり、あるようです。今、学童、すぎのこさん、せっかく指導員研修受けたのにやめていく人も多いようですよね。だから、そういった専門知識を身につけながら、そういった処遇が悪かったりということではなかなか定着できないという課題もあるようです。それから、いろいろ学童でも独自の努力をされて、何かテニスを今、すぎのこさんでやっていてね。テニスコート利用料減免の話も聞かされました。今このことでどうこうと細かく言うわけではありません。そういったことも含めて、なかなか町としてもっとサポートできることはいっぱいあるのだと思います。じいちゃんばあちゃんいても、実際農作業なんかすれば、やっぱり学童に入ってもらいたいなど、子供たちも一緒に遊びとか何か覚えていくという点でもいいのだと思うのです。そういったこと、今テニスコートのことも言いましたけれども、いずれご検討いただいて、やはり後退ではなくて充実こそさせるという立場で取り組んでいただきたいのですがいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

何回も繰り返しとはなると思いますが、町といたしましては、子供の健全な育成と遊び及び生活支援を行っていくことが放課後児童クラブの役割だと思っておりますので、それを念頭に入れながら、今後の活動につなげていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

いずれにせよ、いろいろ、私も難題などは持ちかけているつもりはないし、そんな難しい話ではないなど私の質問、ずっと思うわけですけれども、いずれにせよ、町長初め職員の皆さんにはいろいろご苦勞もかけたり、本当に大変だと思うのですよ。さっき給料の話言いましたけれども、私は本当に、別に高いとは思わないし、もっと上げてもいいのだらうと思うのです。そして、午前中には働き方改革のこともあって、本当に職員の皆さん休んでいるのだらうとか、きょう町長の見て、ああ、白髪増えたかなとか、本当にね、町長だって大変だなというふうに本当に思っているわけですよ。そういう点でも、本当に町民のためにいい仕事をしてもらい、健康も気をつけていただいて、ますますいい仕事ができるように頑張ってくださいということをお願いして、たまには早く終わるということで、私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

---

議 長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は13日午前10時から行います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時32分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 高 橋 伸 二

同 升 沢 博 子